

令和5年度 神奈川県環境マネジメントシステム

環境関連法令研修(専門コース)

令和5年12月

株式会社ナレッジグリーン

研修内容

01 環境法令管理のポイント

02 環境法令の基礎知識

03 理解度テスト

研修内容

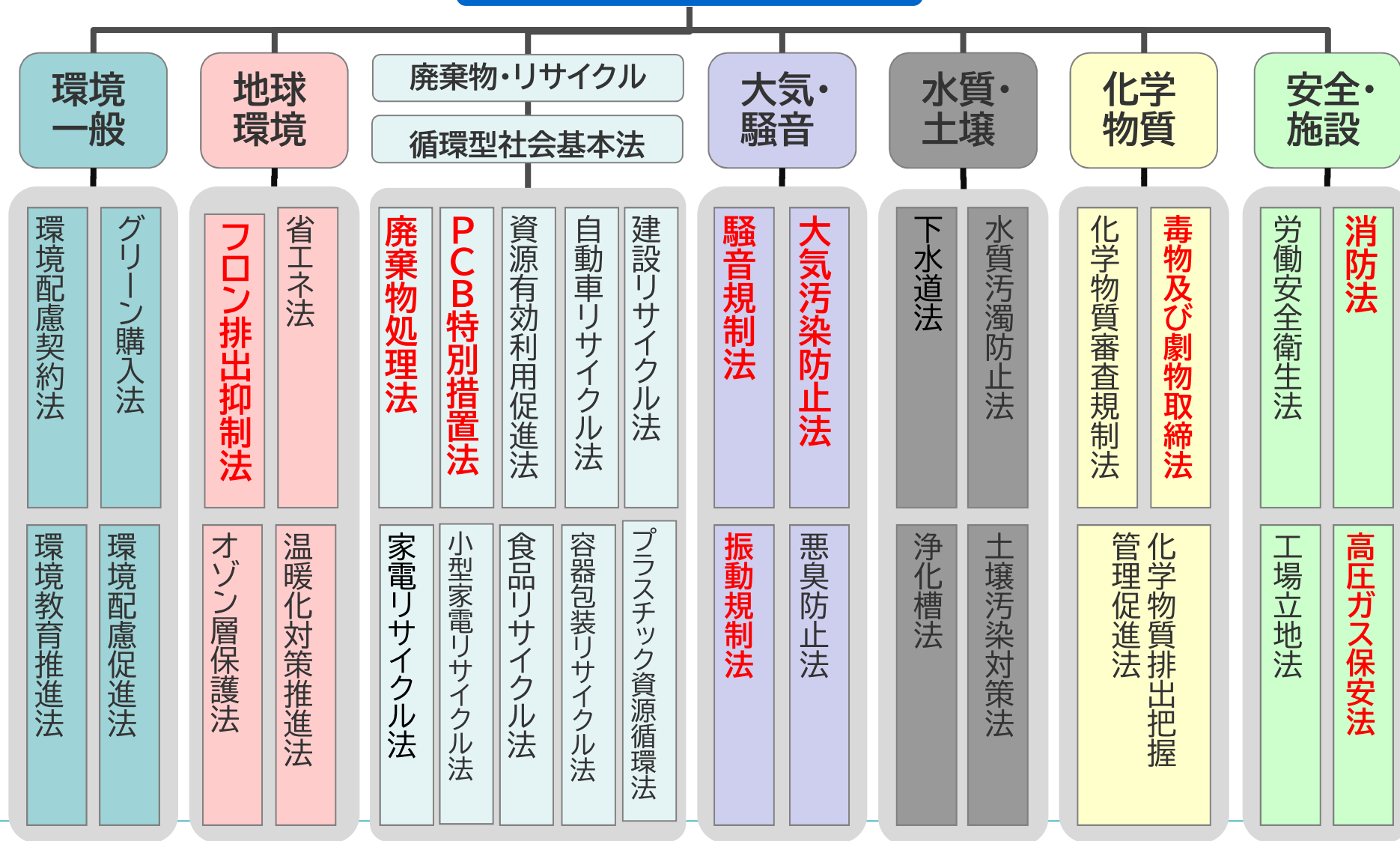
01 環境法令管理のポイント

02 環境法令の基礎知識

03 理解度テスト

環境法令体系と主な関連法令

環境基本法



環境法令遵守の重要性

環境法令違反の検挙数(2017~2021年)

区分 \ 年次	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
総数	<u>5,889</u>	<u>6,308</u>	<u>6,189</u>	<u>6,649</u>	<u>6,627</u>
廃棄物処理法	5,109	5,493	5,375	5,759	5,772
その他	780	813	811	889	855

「令和4年版環境・循環型社会・生物多様性環境白書」を一部編集

環境法令に違反すると…

担当者



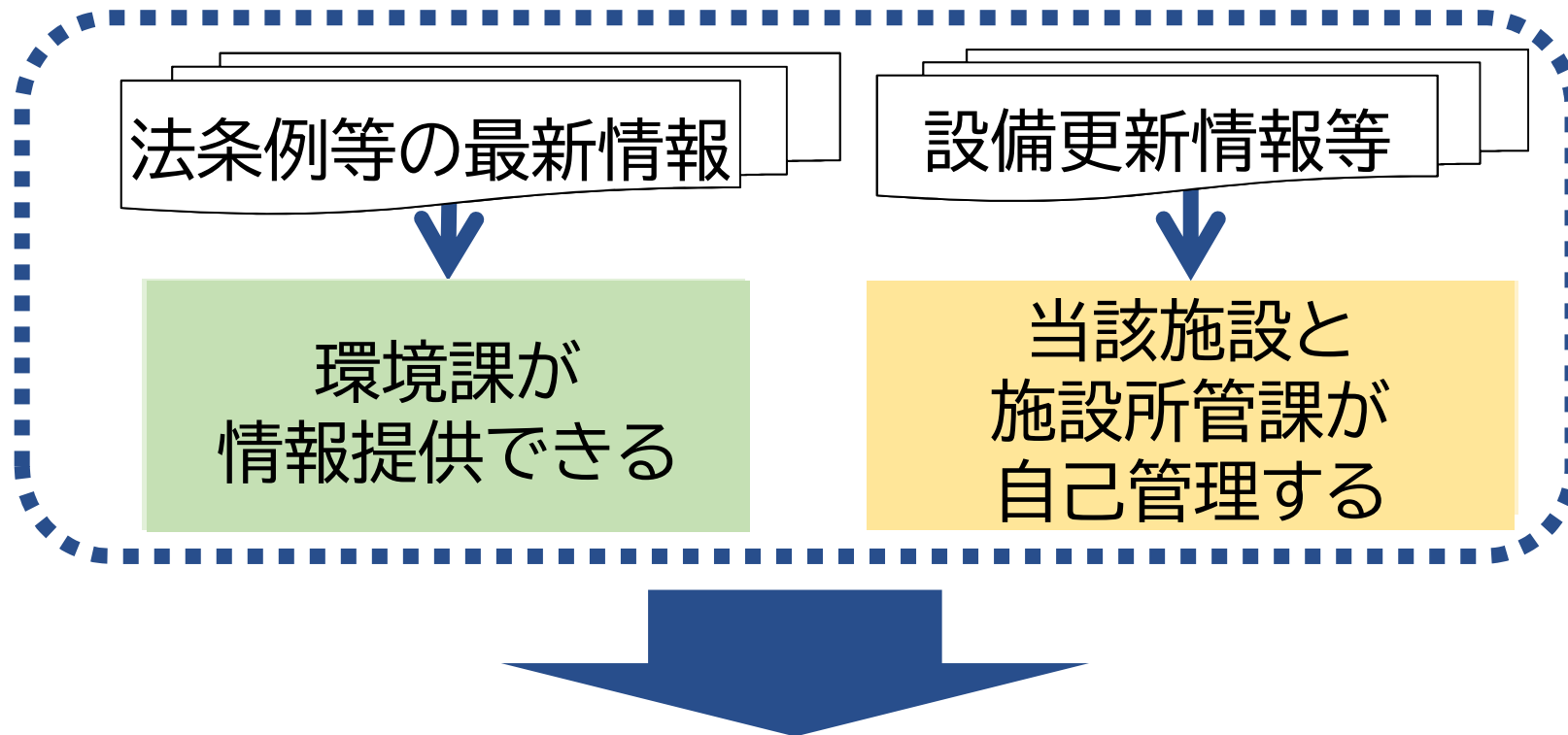
内容によっては**法的処分(罰金、懲役等)**や社内処分が科される

法人



行政処分を受け事業活動に大きな支障が出たり、**社会的信用を大きく失う**ことになる

環境法令・条例等を適切に管理するには



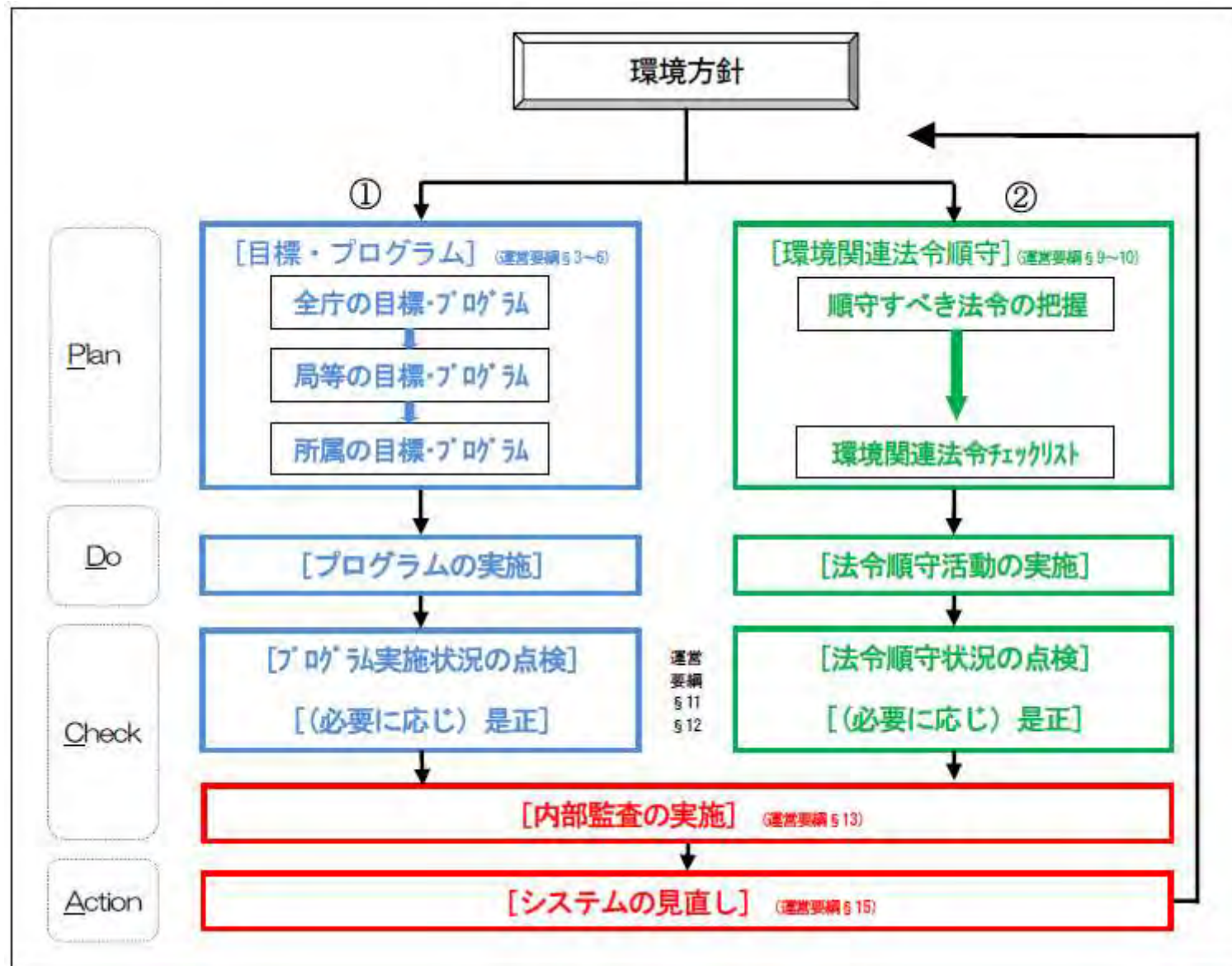
施設等に適用される環境法令等は
当該施設及び施設所管課が
主体的に順守する。

庁舎の主な設備と環境法令

区分	設備及び業務等	該当の有無	環境法令
空調設備	ボイラー等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	大気汚染防止法
	送風機・ 空気圧縮機等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	騒音規制法 振動規制法
	業務用空調機・ 冷蔵機器・冷凍機器	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	フロン排出抑制法
高圧ガス設備	冷凍設備・ 医療用ガス・ 試験研究設備等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	高圧ガス保安法
保管・貯蔵設備	化学物質(薬品)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	毒物及び劇物取締法
	燃料の保管等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	消防法
			火災予防条例
			水質汚濁防止法
廃棄物関連	廃棄物の処理	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	廃棄物処理法
	PCB使用機器	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	PCB特別措置法

環境関連法令実務マニュアル(第1.7版)P3より

環境マネジメントシステムの主なフロー



神奈川県環境マネジメントシステムに係る事務の手引きP5より

環境法令管理の手順(環境関連法令順守「標準的チェックリスト」)

①自組織の業務や施設・設備に適用される環境法令を調査し、該当する環境法令を「環境関連法令順守「標準チェックリスト」」(以下「チェックリスト」)を作成する

②チェックリストに記載した「順守すべき事項」に基づき、順守管理を実施

③順守状況をチェックリストで報告

標準的チェックリスト		令和 年度 環境関連法令チェックリスト		(作成: H28年6月30日) (更新: R5年2月10日)	
		所属名			
		点検日			
		点検者		確認者	
[設備又は業務等]					
業務用空調機・冷蔵機器・冷凍機器	業務用の機器であって、フロン類(★)が充填されている空調機・冷蔵機器・冷凍機器(第一種特定製品)を管理する場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)等の以下の条項が適用されます。 ★クロロフルオロカーボン(CFC), ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC), ハイドロフルオロカーボン(HFC)				
[〇〇庁舎の対象設備又は業務・チェックポイントなど]					
[該当条項と順守チェック] (H:法、R:法施行令、K:法施行規則、J:条例、E:その他)					
法令名	条項	順守すべき内容	チェック方法例	点検	確認内容等
フロン排出抑制法	H16 (告示)	■適切な場所への設置・使用環境の確保■ ・損傷や振動を与える機器が周囲にないか ・点検、修理に必要なスペースがあるか ・熱交換器等に汚れの付着がないか、等	<input type="checkbox"/> 左記項目を目視で確認		①順守、②不順守、③該当無、のリストから選択してください
<告示>第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	H16 (告示) ※1	■簡易点検の実施(全ての機器)■ ・3ヶ月に1回以上の簡易点検(担当者の目視等) -庫内温度を確認 -異音、外環の損傷、腐食、熱交換器の霜付等 -冷媒のフロン類が漏れしている徴候を確認	<input type="checkbox"/> 3ヶ月に1回以上点検を行ったか(記録を確認) <input type="checkbox"/> 異常があった場合、専門点検や修理を実施したか		
※1 平成27年4月から義務化されました。	H16 (告示) ※1	■定期点検の実施(一定規模以上の機器)■ ・資格を有する者による定期点検 - 7.5以上50kW未満の空調機: 3年に1回以上 - 50kW以上の空調機: 1年に1回以上 - 7.5kW以上の冷凍冷蔵機器: 1年に1回以上	<input type="checkbox"/> 定められた頻度で有資格者による点検を行ったか(記録を確認) <input type="checkbox"/> 異常があった場合、修理を実施したか		順守状況を確認した文書や、取組を実施した年月日などを記載してください
	H16 (告示)	■漏えい発見時の措置■ ・速やかに漏えい箇所を修理する ・速やかに故障箇所を修理する ・修理までは再充填を行わない	<input type="checkbox"/> 漏えい等を発見した場合に速やかに漏えい箇所を特定し、修理等を実施したか(記録を確認)		
※2 改正法(R2年4月1日施行)により、廃棄後の保存が義務化されました。	H16 (告示) ※2	■点検・修理・充填・回収の記録■ ・点検・修理・充填・回収の記録を作成 ・記録は機器の廃棄後3年間保存する	<input type="checkbox"/> 点検・修理等を記録したか <input type="checkbox"/> 記録は廃棄時まで保存されているか		
	H19 K2~3	■漏えい量の報告■ ・算定漏えい量(★)が年間で1,000t-CO2以上の管理者は毎年度所管大臣に報告 ★充填証明書、回収証明書を用いて算定する(ただし、設置時の充填量は除く)	<input type="checkbox"/> 回収・充填時に回収・充填証明書の交付を受けたか <input type="checkbox"/> 年間算定漏えい量を報告したか		

標準的な環境法令

法令	所管課
水質汚濁防止法	環境課
下水道法	下水道課
浄化槽法	生活衛生課
消防法	消防保安課
高圧ガス保安法	消防保安課
毒物及び劇物取締法	薬務課
騒音規制法	環境課
振動規制法	環境課
大気汚染防止法	環境課
ダイオキシン類対策特別措置法	環境課
神奈川県生活環境の保全等に関する条例	環境課
特定家庭用機器再商品化法	資源循環推進課
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	資源循環推進課
PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	資源循環推進課
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	資源循環推進課
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	資源循環推進課
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	環境課
土壌汚染対策法	環境課

研修内容

01 環境法令管理のポイント

02 環境法令の基礎知識

03 環境法令等調査兼報告書作成のポイント

業務用空調機・冷蔵冷凍機器(該当法令:フロン類の
用の合理化及び管理の適正化に関する法律
(フロン排出抑制法))

地球環境に悪影響となる **フロン類** を
大気中に漏えいすることを防ぐための法律
→機器を捨てる際に適切にフロンを回収しないと
罰則が科せられます！

※行政指導を経ることなく即座に刑事罰の適用対象

規制が強化
されています！

フロン類は強力な温室効果ガスです！

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100～10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



〔出典〕フロン排出抑制法リーフレット(環境省)

冷媒に**フロン類**が使用されている以下の機器

①業務用の空調機器



室内機



室外機

②業務用の冷蔵機器、冷凍機器



冷蔵庫



冷水器

▶法の対象となるフロン類

- ① クロロフルオロカーボン(CFC:R11、R12、R502 等)
- ② ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC:R22、R123 等)
- ③ ハイドロフルオロカーボン(HFC:R134a、R404A、R407C、R410A 等)

▶業務用とは

専ら業務用として製造・販売されているもの。

家庭用機器を業務用として使用している場合はこれに該当しない。

業務用

(業務用に製造・販売された機器)



フロン排出抑制法の
対象となる

家庭用

(家庭用に製造・販売された機器)

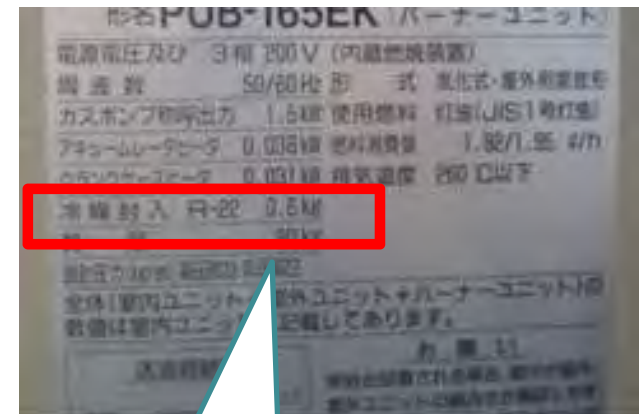
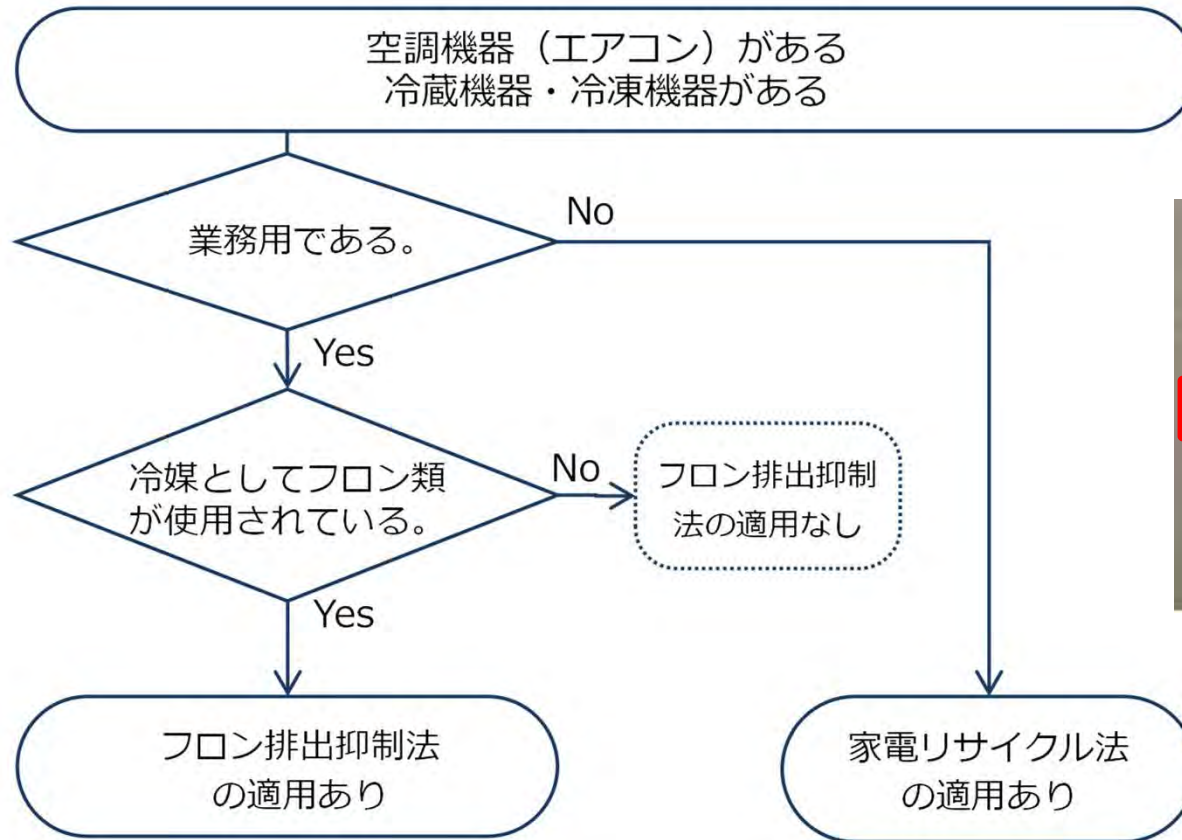


[イラスト・写真出典]
改正フロン法説明会資料



事務所内で使っていても…

フロン排出抑制法の
対象外



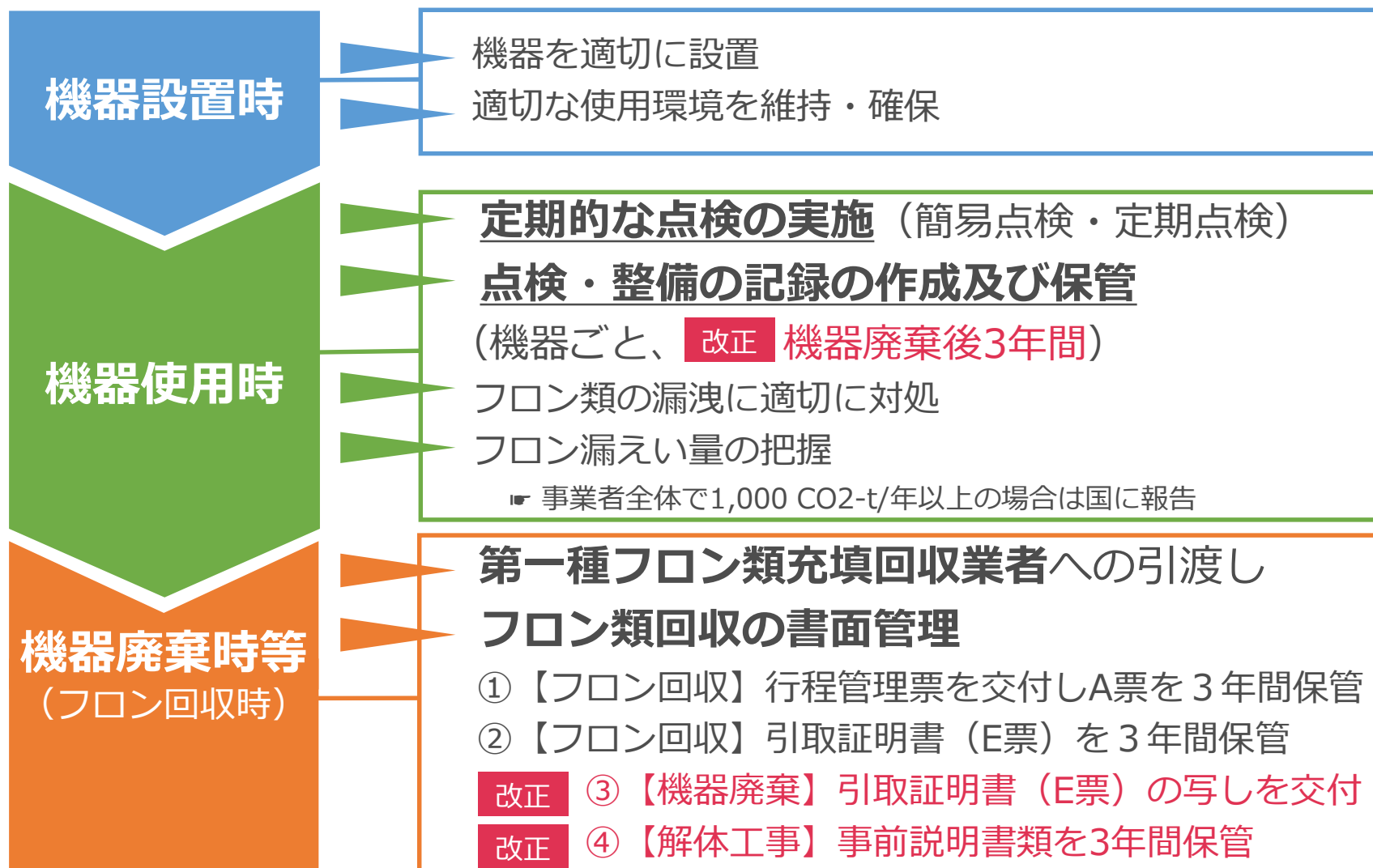
銘盤の「冷媒」を
確認

- ① 原則として、**当該製品の所有者が管理者**
- ② 例外として、契約書等の書面において、保守・修繕の責務を所有者以外が負うこととされているリース契約等の場合は、その者が管理者
- ③ 保守点検、メンテナンス等の管理業務を委託している場合は、委託元である所有者等が管理者

当該製品の所有者が管理者でない場合（例）



出典：改正フロン排出抑制法に関する説明会資料（令和元年度版）
（環境省・経済産業省）



フロン類の漏えいを早期に発見することができるように、以下の点検が義務付けられています。

点検の種類		製品区分	規模	点検方法	頻度	実施者
簡易点検		冷凍冷蔵機器 エアコン	全て	製品外観の 目視確認など	3カ月に 1回以上	制限なし
(上乗せ)	定期点検	冷凍冷蔵機器	7.5kW以上	専門家による 冷媒漏えい検査	1年に一回以上	専門知識を 有する者
		エアコン	50kW以上		1年に一回以上	
			7.5kW ～ 50kW未満		3年に一回以上	

ここが7.5KW未満か
以上か確認！

型式 RAS-AP224DS6

電源	3~(三相) 200 V 50/60 Hz	設計圧力	高压側 4.15 MPa	低压側 2.21 MPa
電動機出力	圧縮機用 4.8 kW	気密圧力	4.15 MPa	2.21 MPa
	送風機用 0.33 kW	冷媒	R410A	5.4 kg
風量	155 m ³ /min	製品質量		210 kg
機外静圧	Pa	IPコード	IPX4	
始動電流	15 A	製造番号	UAY24796	
定格消費電力	電動機 kW	製造年月	2015-06	
	電熱装置 0.0408X2 kW			

下表の性能はJIS B 8616の条件にて測定した場合を示します。
(条件が異なる室内ユニットの場合は条件を室内ユニットに表示)

- すべての第一種特定製品に実施
- 目視確認が中心



出典：改正フロン排出抑制法に関する説明会資料（令和元年度版）
（環境省・経済産業省）

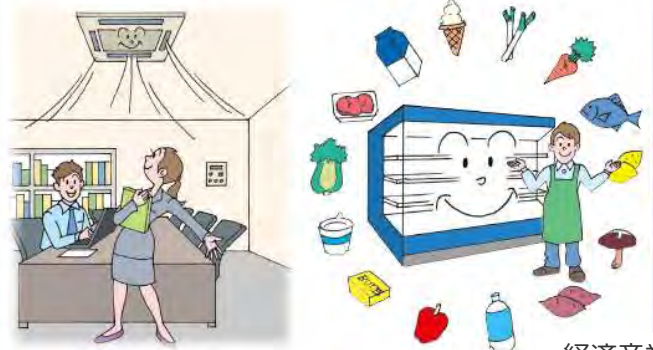
業務用冷凍空調機器ユーザーによる

簡易点検の手引き

フロン排出抑制法対応（フロン類の漏えい点検）

業務用エアコン編
(p1 ~ p13)

**冷凍冷蔵ショーケース
業務用冷凍冷蔵庫編**
(p14 ~ p37)



経済産業省HP

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozon_e/kannitennkenpanfuretto.pdf

【動画】簡易点検の実施方法（8分30秒）



（一財）日本冷媒・環境保全機構

http://www.jreco.or.jp/data/guidance28_5.mp4

定期点検の概要

- 一定規模以上の第一種特定製品に実施(直接法や間接法による冷媒漏えい検査)
- 点検は専門点検の方法について十分な知見を有する者による実施が必要

【参考】直接法の3つの方法

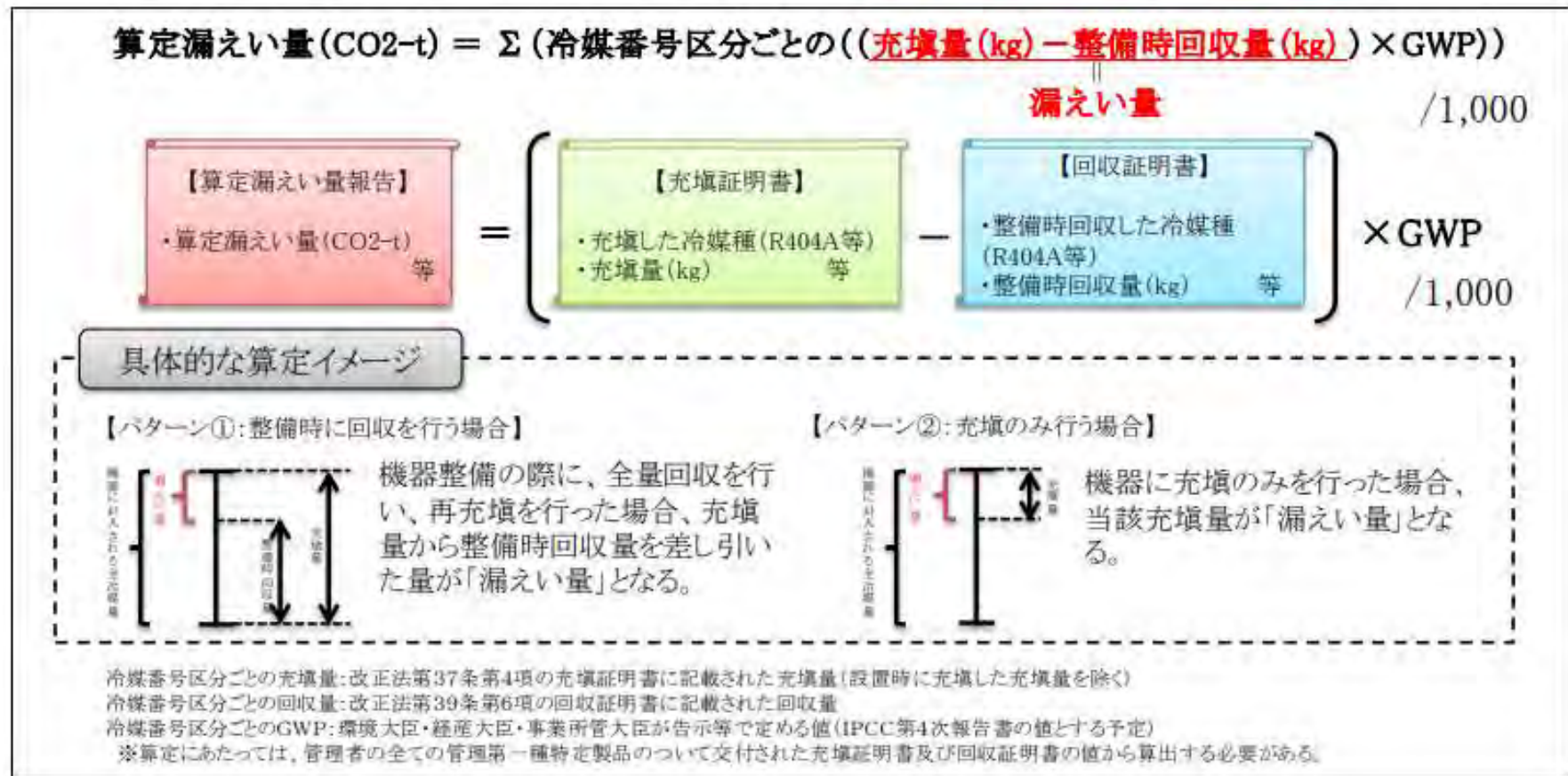
発泡液法	漏えい検知機を用いた方式	蛍光剤法
		
ピンポイントの漏えい検知に適している。漏えい可能性のある箇所を発泡液を塗布し、吹き出すフロンを検知。	電子式の検知機を用いて、配管等から漏れるフロンを検知する方法。検知機の精度によるが、他方法に比べて微量の漏えいでも検知が可能。	配管内に蛍光剤を注入し、漏えい箇所から漏れ出た蛍光剤を紫外線等のランプを用いて漏えい箇所を特定。 ※蛍光剤の成分によっては機器に不具合を生ずるおそれがあることから、機器メーカーの了承を得た上で実施することが必要

簡易点検・定期点検等によりフロン漏えいを発見した場合は、速やかに漏えい箇所の特定及び修理を実施。

★修理をしないまま充填は原則禁止！

フロン類算定漏えい量の算定・報告

算定漏えい量が**1,000t-CO₂以上**の場合、国への報告が必要です。
 第一種フロン類充填回収業者が発行する「**充填証明書**」及び「**回収証明書**」の差から算出します。



行程管理表の交付

フロン排出抑制法に基づき第一種特定製品の廃棄等を行う場合には、行程管理票を交付、下記書面で管理します。

記入者	書面	内容
機器の所有者 (管理者)	A票 回収依頼書(写) 兼 委託確認書	フロン類の回収(取次者への依頼を含む。)を依頼する際に記入し、保存します。(取次者に依頼する場合はC票以降を、充填回収業者に直接依頼する場合はE票以降を交付します。)
取次者	C票 委託確認書 兼 委託確認書(写)	取次者がフロン類の引き渡しを充填回収業者に依頼する場合に必要です。
充填回収業者	E票 委託確認書 兼 引取証明書	フロン類の回収を依頼された充填回収業者がフロン類を回収したことの証明書です。充填回収業者は、この書面を管理者及び最終の取次者に交付します。管理者は、これを保存するとともに、フロン回収済みの機器を廃棄物処分業者等に引渡す際に、写しを交付します。
	F票 引取証明書(写)	充填回収業者が保存します。

【参考】工程管理表

A票 回収依頼書(控)兼 委託確認書 推奨版

機器の所有者等が保存

<input type="checkbox"/> 機器整備・修理 (機器の整備・修理時に使用する場合は、左記にシ点を記入) 廃棄する機器の所有者等 (第一種特定製品廃棄等実施者) 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名 住所 電話番号 F A X 担当部署 担当者 氏名	信託番号 交付の年月日 年 月 日 電話 F A X 住所 電話番号 氏名
廃棄する機器の種別 エアコンディショナー 台 冷蔵庫及び冷凍機器 台 フロン類の引渡し先 (右記該当時のみ)	建物解体(空母機・機体等)の有無(下記該当時のみ) 解体(修繕等)あり 解体(修繕等)なし <input type="checkbox"/> 第一種フロン類を廃棄回収業者に直接依頼する(取次者欄に記入する)
取次者 (第一種フロン類引渡受託者) 住所 電話番号 氏名 F A X フロン類の引渡し先 (右記該当時のみ)	取次者の氏名又は名称 住所 電話番号 氏名 F A X フロン類の引渡し先 (右記該当時のみ)
第一種フロン類充填回収業者 住所 電話番号 氏名 F A X	登録番号 登録年月日 年 月 日 住所 電話番号 氏名 F A X

廃棄する機器の所有者等(以下、機器の所有者等)の注意事項

- ①フロン類の回収依頼は、できるだけ、第一種フロン類充填回収業者(以下、充填回収業者)へ直接依頼してください。
- ②充填回収業者へ直接依頼する場合は以下の通りです。
 ・A票の機器の所有者等欄と充填回収業者欄に記入し、A票を保存(3年間)し、E票とF票を充填回収業者へ交付します(この場合、C票およびE票(写)は不要)。
 ・フロン類の回収は、回収場所を所管する都道府県知事に登録された充填回収業者に依頼し、必ず登録番号を確認してください。
- ③廃棄する機器の種類欄には、エアコンディショナーと冷凍・冷蔵機器を区分して記載する必要があります。エアコンディショナーとは人を冷暖房する機器、冷凍・冷蔵機器とは物を冷凍・冷蔵する機器のことです。一般的な目安として、長紙裏の表を参照してください。
- ④取次者に委託する場合は、機器の所有者等欄と取次者欄に記入し、A票を保存(3年間)し、C票・E票(写)・F票を取次者へ交付します。
- ⑤A票を交付してから30日(建物の全部または一部解体を伴う場合は90日)を経過しても、E票またはE票(写)が届かない場合は、回収場所の都道府県知事へ報告する必要があります。
- ⑥この工程管理表は、複写式であるため、できるだけ繰り返し行ってください。

(引渡しを委託する場合)

(直接充填回収業者に引渡す場合)

発行元：一般財団法人 日本冷凍・環境保全機構(JRECO)

E票(写) 引取証明書(写) 推奨版

機器の所有者等が保存

<input type="checkbox"/> 機器整備・修理 (機器の整備・修理時に使用する場合は、左記にシ点を記入) 廃棄する機器の所有者等 (第一種特定製品廃棄等実施者) 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名 住所 電話番号 F A X 担当部署 担当者 氏名	信託番号 交付の年月日 年 月 日 電話 F A X 住所 電話番号 氏名
廃棄する機器の種別 エアコンディショナー 台 冷蔵庫及び冷凍機器 台 フロン類の引渡し先 (右記該当時のみ)	建物解体(空母機・機体等)の有無(下記該当時のみ) 解体(修繕等)あり 解体(修繕等)なし <input type="checkbox"/> 第一種フロン類を廃棄回収業者に直接依頼する(取次者欄に記入する)
取次者 (第一種フロン類引渡受託者) 住所 電話番号 氏名 F A X フロン類の引渡し先 (右記該当時のみ)	取次者の氏名又は名称 住所 電話番号 氏名 F A X フロン類の引渡し先 (右記該当時のみ)
第一種フロン類充填回収業者 住所 電話番号 氏名 F A X	登録番号 登録年月日 年 月 日 住所 電話番号 氏名 F A X

下記のとおりフロン類を回収しました。

回収業者等	フロン類の種類		CFC		HCFC		HFC		計	
	特定製品の種別	数量	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg
エアコンディショナー			台	kg	台	kg	台	kg	台	kg
冷蔵庫及び冷凍機器			台	kg	台	kg	台	kg	台	kg
計			台	kg	台	kg	台	kg	台	kg
網羅に記載されていない資源量(別表記載時記入する)			台	kg	台	kg	台	kg	台	kg

フロン類が回収できなかった場合の台数及び原因 台 要因:

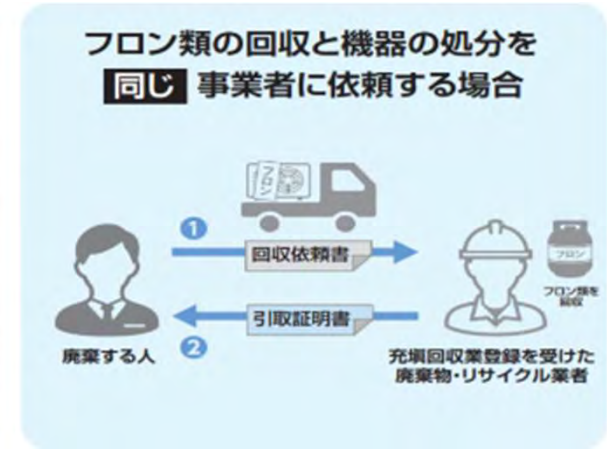
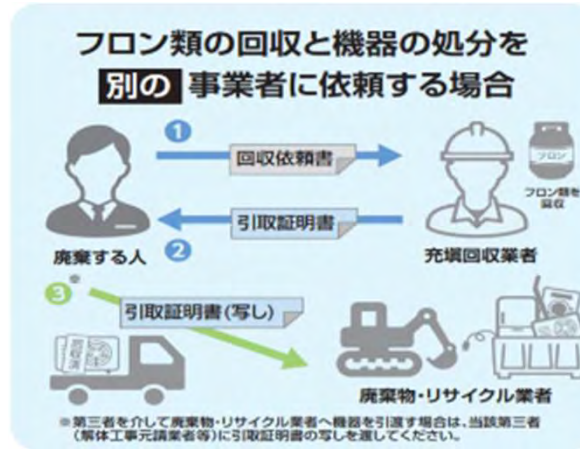
(引渡しを委託する場合)

(直接充填回収業者に引渡す場合)

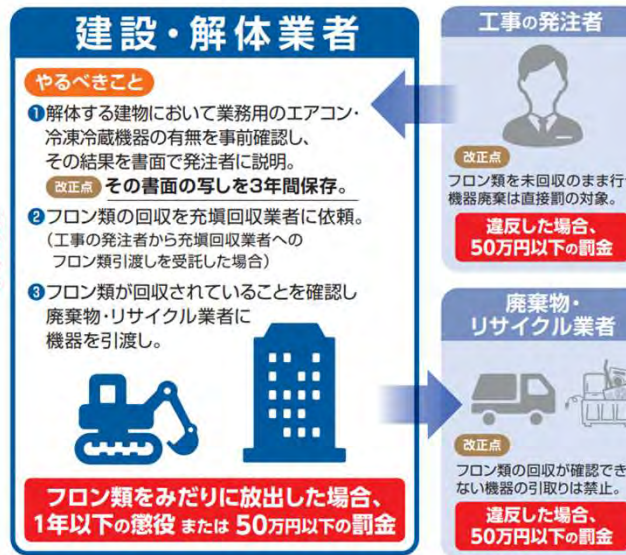
発行元：一般財団法人 日本冷凍・環境保全機構(JRECO)

機器の廃棄時の取組

・機器廃棄時
 廃棄物・リサイクル業者に
 機器を引渡す際には、**引取
 証明書**の写しを作成し、**機
 器と一緒に渡す。**



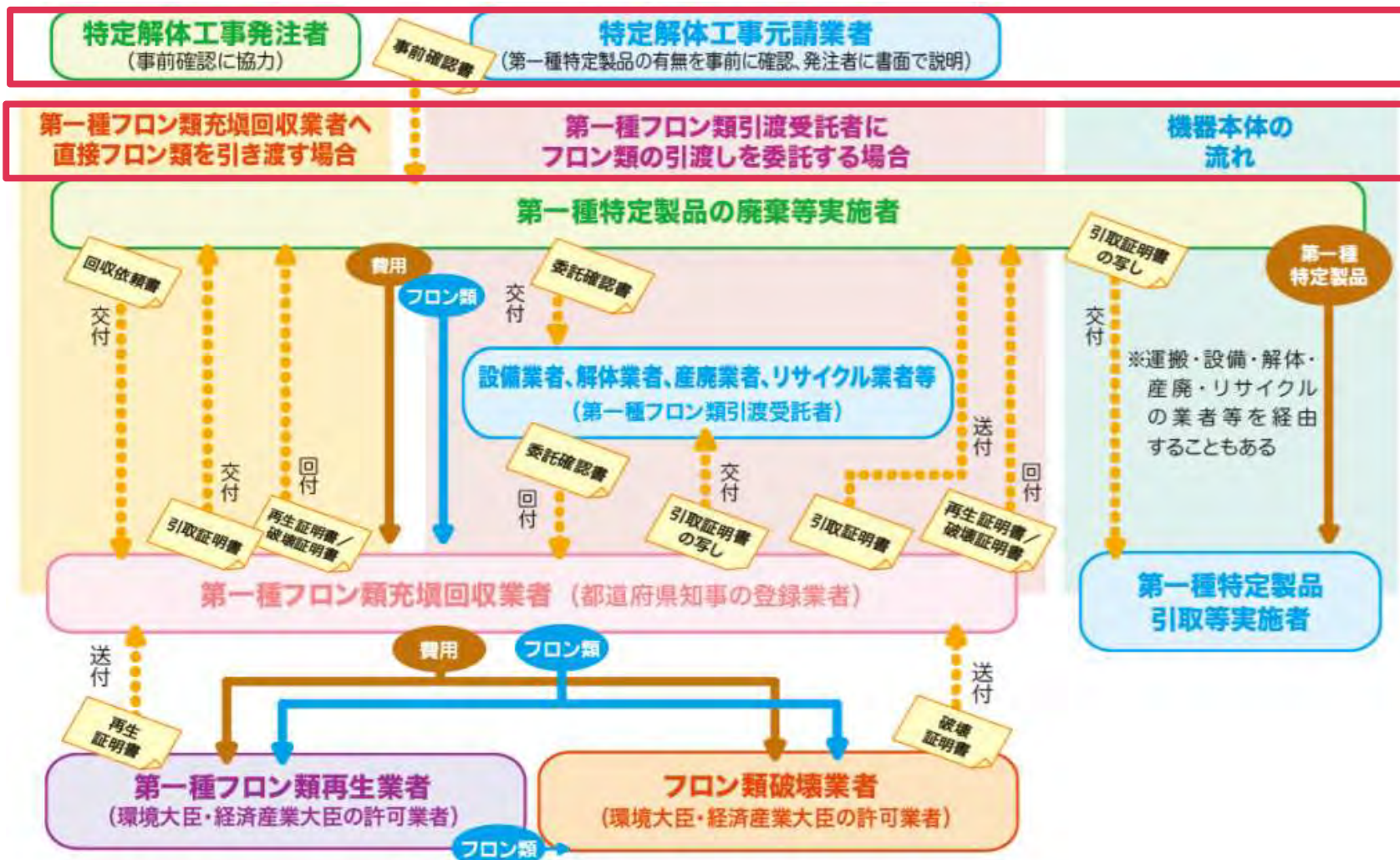
・建物解体時の機器廃棄時
 解体工事の場合には、元請業者
 から事前説明された**対象機器設
 置有無の確認書面を3年間保存**



出典:経済産業省
 フロン排出抑制法リーフレット

廃棄時等のフロン類の流れ

解体
工事



機器
廃棄

第一種フロン類再生業者が再生できなかったもの

〔出典〕フロン排出抑制法説明会資料（環境省）

段 階	内 容	改正前	改正後
①機器使用時	点検記録の保存期間	機器廃棄まで	機器廃棄後3年間
②機器廃棄時	↓ フロン回収済の証明	—	(新規) フロン回収済み証明(引取証明書の写し)の交付
	↓ フロン回収義務違反への措置	間接罰 (勧告→命令→罰則の3段階)	直罰 (1段階)
③建物解体時	解体する建物における対象機器の有無の確認	—	(新規) 元請業者から提出される事前確認書類の保存(3年間)

- ✓ 点検対象機器の把握漏れ
…特にウォータークーラー
- ✓ 現在使用していない機器の点検漏れ
…フロンが入っていれば点検が必要です！
- ✓ 点検した結果の記録をしていない



冷凍設備・医療用ガス・試験研究設備等(該当法令: 高圧
ガス保安法)

「冷凍設備」を保有している場合、高圧ガス保安法の対象になる場合があります。

施設の種類	規制対象規模
冷凍機	冷凍能力が3t以上のうち 高圧ガスを使用しているもの

▶ 高圧ガスの定義

①圧縮ガス

- 1) 常用の温度で1MPa以上であって、現に圧力が1MPa以上であるもの
- 2) 35℃で圧力1MPa以上となるもの

②圧縮アセチレン

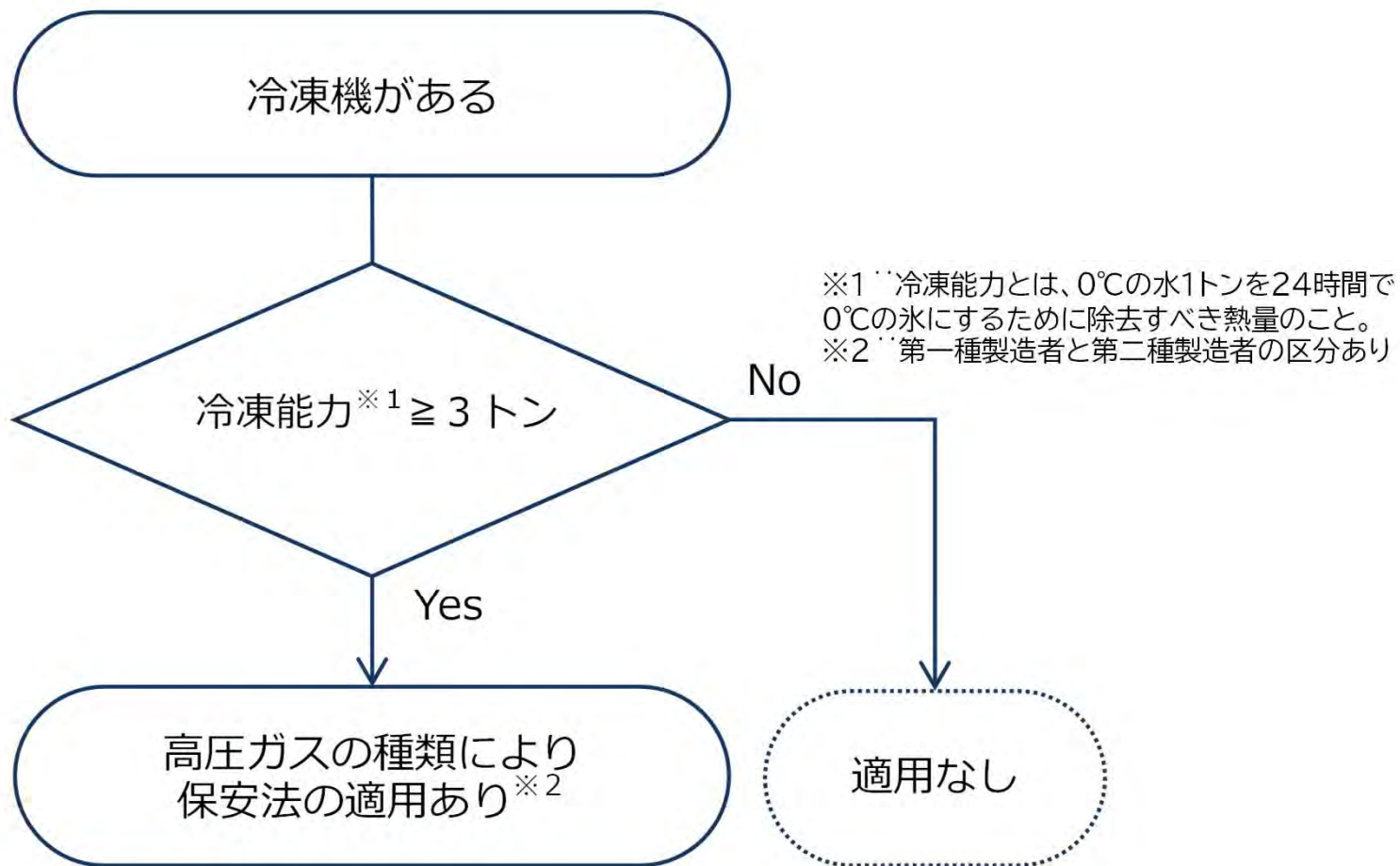
- 1) 常用の温度で0.2MPa以上であって、現に圧力が0.2MPa以上であるもの
- 2) 35℃で圧力0.2MPa以上となるもの

③液化ガス

- 1) 常用の温度で0.2MPa以上であって、現に圧力が0.2MPa以上であるもの
- 2) 35℃で圧力1MPaとなるもの

④その他

- 35℃で圧力 0MPa を超える液化ガスで次のもの
液化シアン化水素、液化ブロムメチル、液化酸化エチレン



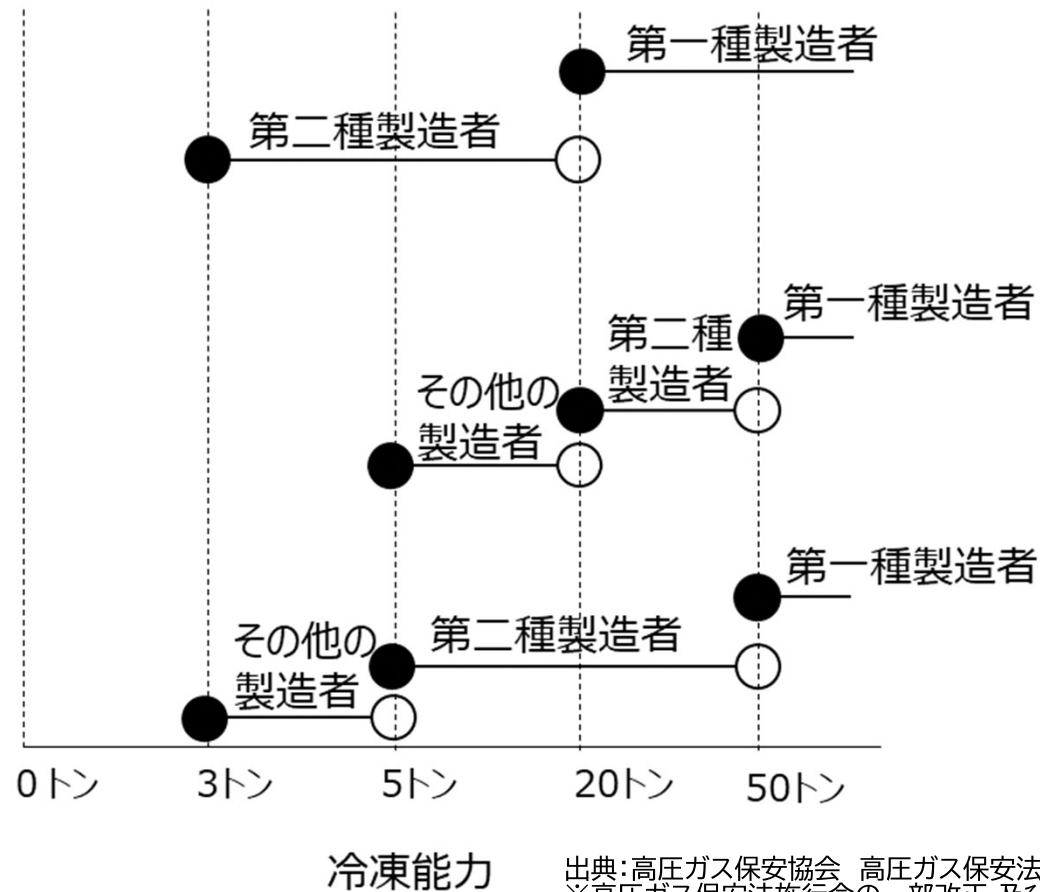
- ・第一種製造者 製造しようとする者が、事業所ごとに都道府県知事の許可を受けた者
- ・第二種製造者 製造しようとする者が、事業所ごとに都道府県知事への届出を行う者
- ・その他の製造者 許可・届出は必要ないが、漏えい等が発生したときは、**事故届**が必要

第一種ガス※、フルオロカーボン及びアンモニア以外が冷媒の場合

第一種ガス※が冷媒の場合

不活性でないフルオロカーボン及びアンモニアが冷媒の場合

●はその数値を含む
○はその数値を含まない



出典:高圧ガス保安協会 高圧ガス保安法の基礎シリーズ
※高圧ガス保安法施行令の一部改正 及び 冷凍保安規則等
の一部改正(令和3年10月27日施行)により一部修正

廃棄物(該当法令:廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(廃棄物処理法))

知らなかったから書類送検！？自治体の廃棄物処理法違反事案

産業廃棄物の処分を無許可の業者に委託していたとして、

東京都内の区と区職員24人が廃棄物処理法違反容疑で書類送致

(令和2年2月21日発表)。

【主な原因】

・**廃棄物処理に関する職員の認識不足**

・組織としてのチェック機能の不足

違法だとは思
わなかった…

法律を知ら
なかった…



法人



行政処分を受け事業活動
に大きな支障が出たり、**社
会的信用を大きく失うこと**
になる

担当者



内容によっては**法的処分(罰金、懲役等)**や組織内処
分が科される

廃棄物処理法の罰則の例

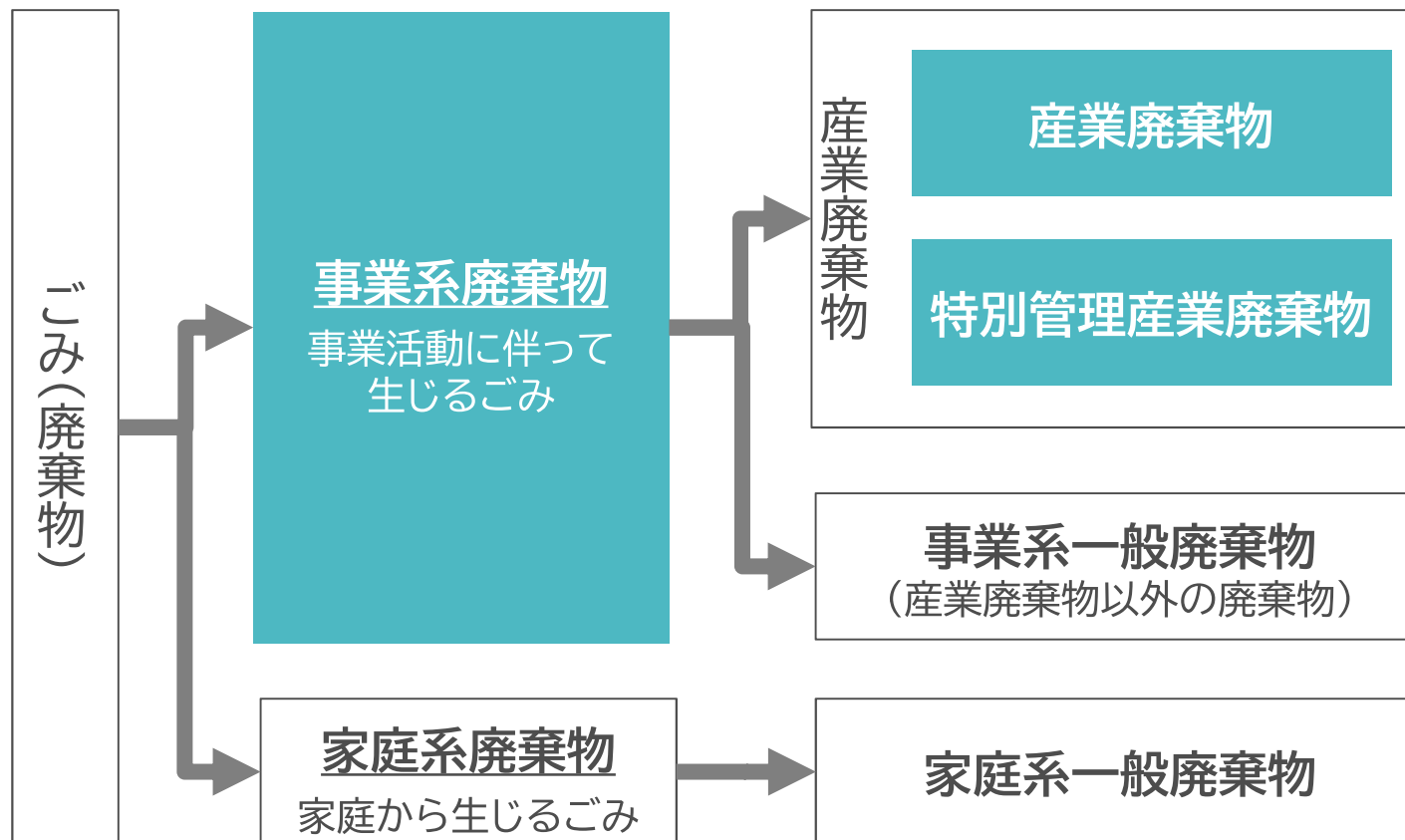
違法行為	行為者(個人)		法人
	懲役	罰金	罰金
不法投棄を行った場合	5年以下	1千万円以下	3億円以下
無許可の処理業者に委託した場合	5年以下	1千万円以下	1千万円以下
マニフェストを交付しない場合	1年以下	100万円以下	100万円以下
産業廃棄物処理委託契約書を作成しなかった場合	3年以下	300万円以下	300万円以下

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を
自らの責任において適正に処理しなければならない

- ① 廃棄物を出した事業者(排出事業者)が
自ら処理をする
- ② 廃棄物処理の許可を持った事業者
(廃棄物処理業者)に処理を委託する

どちらの場合でも、

自らの責任において適正に処理を行う



産業廃棄物				特別管理産業廃棄物	
1	燃え殻	11	がれき類	1	廃油(引火性廃油)
2	汚泥	12	ばいじん	2	廃酸(廃強酸)
3	廃油	13	木くず	3	廃アルカリ(廃強アルカリ)
4	廃酸	14	紙くず	4	感染性廃棄物
5	廃アルカリ	15	繊維くず	5	特定有害産業廃棄物 廃PCB等、PCB汚染物、 PCB処理物、廃水銀等及び その他の処理物*、廃石綿 等*、有害産業廃棄物* *：排出元の施設限定あり
6	廃プラスチック類	16	植物性残さ		
7	ゴムくず	17	動物系固形不要物		
8	金属くず	18	動物の糞尿		
9	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	19	動物の死体		
10	鉱さい	20	産業廃棄物を処分するために処理したもので1~19に該当しないもの		

…業種限定のある産業廃棄物

汚泥	排水処理設備や厨房グリストラップの沈殿物
廃油	調理場からの廃油、機械点検時の廃油
廃酸・廃アルカリ	廃薬品
廃プラスチック	発泡スチロール・PPバンド・ラップ、廃タイヤ、CD類、ケース類、ボールペン、ペットボトル
金属くず	飲料缶、菓子缶、クリップ、カッター刃、スチール製事務用品(机、ロッカー、キャビネット等)、自転車(タイヤ・サドルを除く)、コンロ・レンジ、乾電池(汚泥と複合の廃棄物)
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	飲料びん、電球、食器類、窓ガラス、薬品容器・試験管、蛍光管(水銀も含む)

■ 蛍光灯ランプ、HIDランプ、放電ランプ



(出典)(一社)日本照明工業会
「事業者向け水銀使用ランプの分別・
回収及び排出について」
<http://www.jlma.or.jp/kankyo/suigin/jigyo.htm>

■ 気圧計、湿度計、温度計、水銀体温計、水銀式血圧計等



■ 水銀電池、空気亜鉛電池



(写真出典) 環境省

① 産業廃棄物の保管



② 収集・運搬及び処分 の委託契約



③ 廃棄物引き渡し



④ 適正処理の管理



⑤ 知事への報告

保管基準の順守

委託業者の現地確認(努力義務)

委託基準の順守

(許可業者への委託、
書面による委託契約の締結 等)

マニフェストの記載・交付

マニフェストの管理

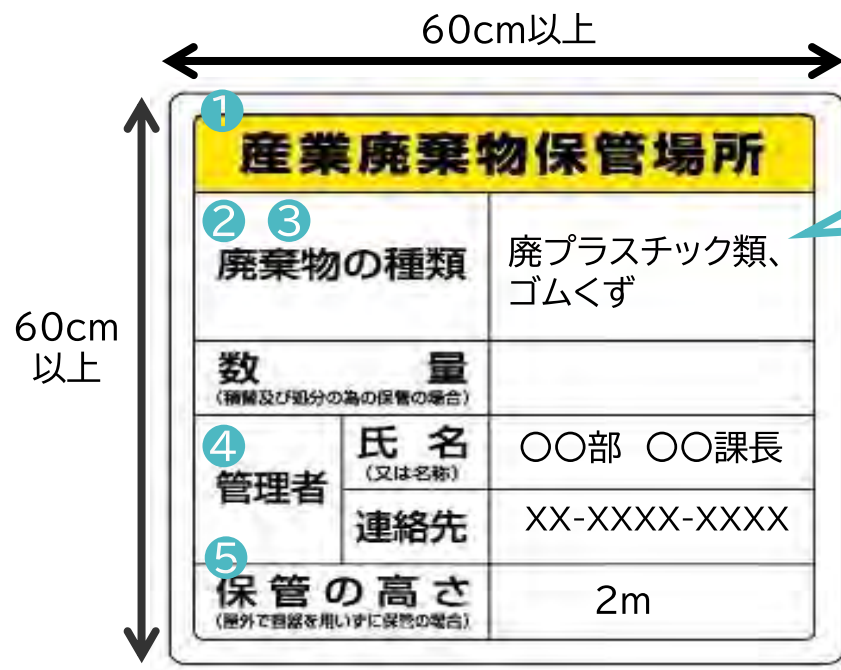
マニフェスト交付等状況報告
(期日:6月末)

① 保管基準

- ・保管場所の周囲に囲いを設け、**掲示板を設置する** ※下図参照
- ・産業廃棄物の飛散・流出・地下浸透防止、悪臭や害虫等の発生防止措置

【水銀使用製品産業廃棄物(廃蛍光灯など)の場合】

- ・他の廃棄物と混合しないために仕切りを設ける
- ・破損、水銀の流出を防止する

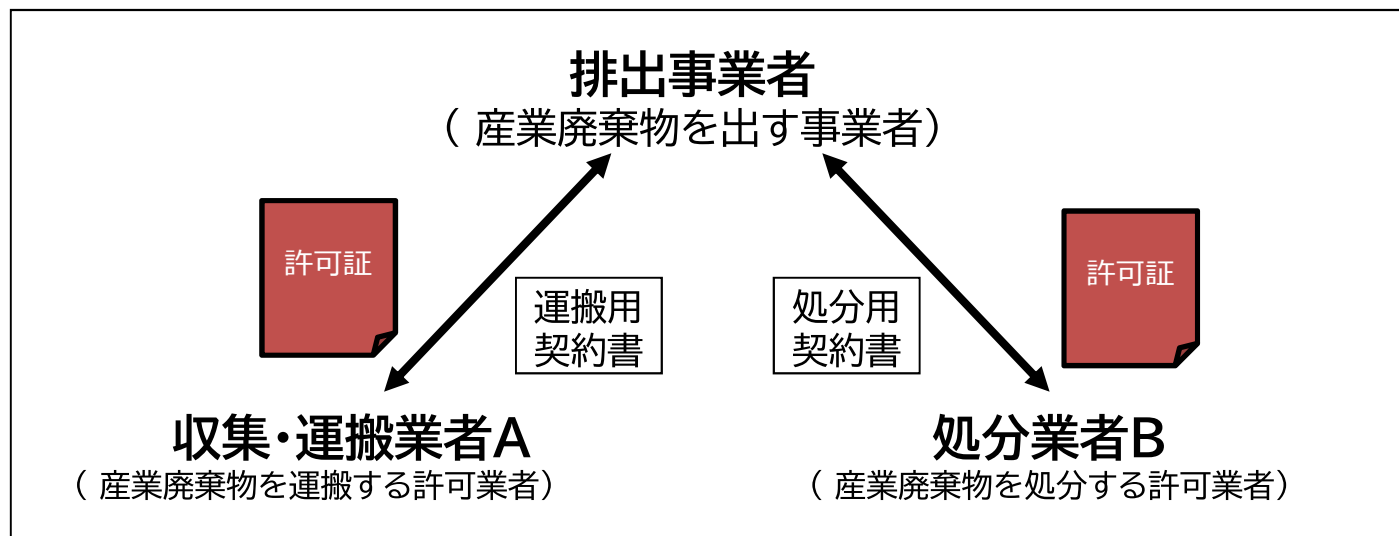


水銀を含む蛍光灯を保管する場合は「**金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物)**」と記載が必要です。

- ① 産業廃棄物の保管の場所である旨
- ② 保管する産業廃棄物の種類
- ③ 水銀使用製品産業廃棄物の場合はその旨
- ④ 保管場所の管理者氏名又は名称及び連絡先
- ⑤ (屋外で産業廃棄物を容器を用いずに山積み保管する場合) 最大保管高さ

② 委託基準

- 産業廃棄物処理業の許可業者に委託
- **許可の範囲(品目・地域等)内**で委託
- 処理の状況を確認する(現地確認等)
- **契約書を作成し収集・運搬業者、処分業者と契約締結**する
- 契約書には許可証を添付する(許可の**有効期限**に注意)
- 契約書は契約終了の日から**5年間保存**する



② 委託基準(許可証の確認ポイント)

様式第七号(第十条の二関係)

許可番号 第 0000000000 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 ○○県○○市○○丁目○○番○○号

氏名 ○○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた

○○○知事

許可の年月日 平成○○年○○月○○日

許可の有効期限 令和○○年○○月○○日

1. 事業の範囲

- (1) 業の区分
収集運搬業(積替・保管を除く。)
- (2) 産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、紙くず、木くず

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該
保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成○○年○○月○○日 新規許可
平成○○年○○月○○日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

許可の年月日

平成○○年○○月○○日

許可の有効期限

令和○○年○○月○○日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

収集運搬業(積替・保管を除く。)

(2) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず

② 委託基準(契約書の法定記載事項)

必要な状況		委託の種類への対応	
		収集運搬	処分
委託する産業廃棄物の種類		●	●
委託する産業廃棄物の数量		●	●
運搬の最終目的地		●	
処分又は再生の場所の所在地			●
処分又は再生の方法			●
処分又は再生の施設の処理能力			●
最終処分の場所の所在地			●
最終処分の方法			●
最終処分施設の処理能力			●
委託契約の有効期間		●	●
委託者が受託者に支払う料金		●	●
産業廃棄物許可業者の事業の範囲		●	●
収集・運搬又は保管	積替え保管場所の所在地	●	
	積替え保管場所で保管できる産業廃棄物の種類及び積替えのための保管上限	●	
	安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への許否等	●	
委託者に必要なら適正	産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項	●	●
	通常の保管で、腐敗・揮発等の性状の変化に関する事項	●	●
	他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項	●	●
	JIS C 0950に規定する含有マークの表示に関する事項	●	●
	石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、 水銀使用製品産業廃棄物または水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨	●	●
その他、取り扱う際に注意すべき事項		●	●
契約期間中に適正処理に必要な情報(上記6項目)に変更があった場合の情報伝達に関する事項		●	●
委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項		●	●
委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い		●	●

委託業者の現地確認(努力義務)

産業廃棄物の処分を委託する場合は、事前に委託先の処分業者が、適正に処理できる能力を有するかどうかを確認する。

- ① 委託先の中間処理施設や最終処分場について、適正処理のための必要最低限の事項を実地で確認
- ② 処理業者の処理状況及び維持管理状況等の公表情報から、施設の稼働状況等、適正処理が行われていることを確認

【現地確認チェック事項（例）】

- 許可の内容と事業者の実態は一致しているか
- 契約書やマニフェストは適切に保管されているか
- 委託先の事業者の処理施設の規模や能力は委託内容に比べて十分か
- 処理施設や積替保管の場所は清掃が行き届いているか
- 受け入れた廃棄物の管理は適切か、過剰に保管されていないか
- 処理施設の周辺環境に配慮をしているか

③ 廃棄物の引き渡し

記載内容

法定記載事項を満たすこと

交付時

記載内容と、契約内容や引き渡す廃棄物の情報に相違がないことを確認の上、交付する

産業廃棄物管理票(マニフェスト)A票

マニフェストを渡した日: 平成 30年 6月 1日 | 通し番号など(任意): 12345678901 | 実際に引き渡した人: 神奈川 江子

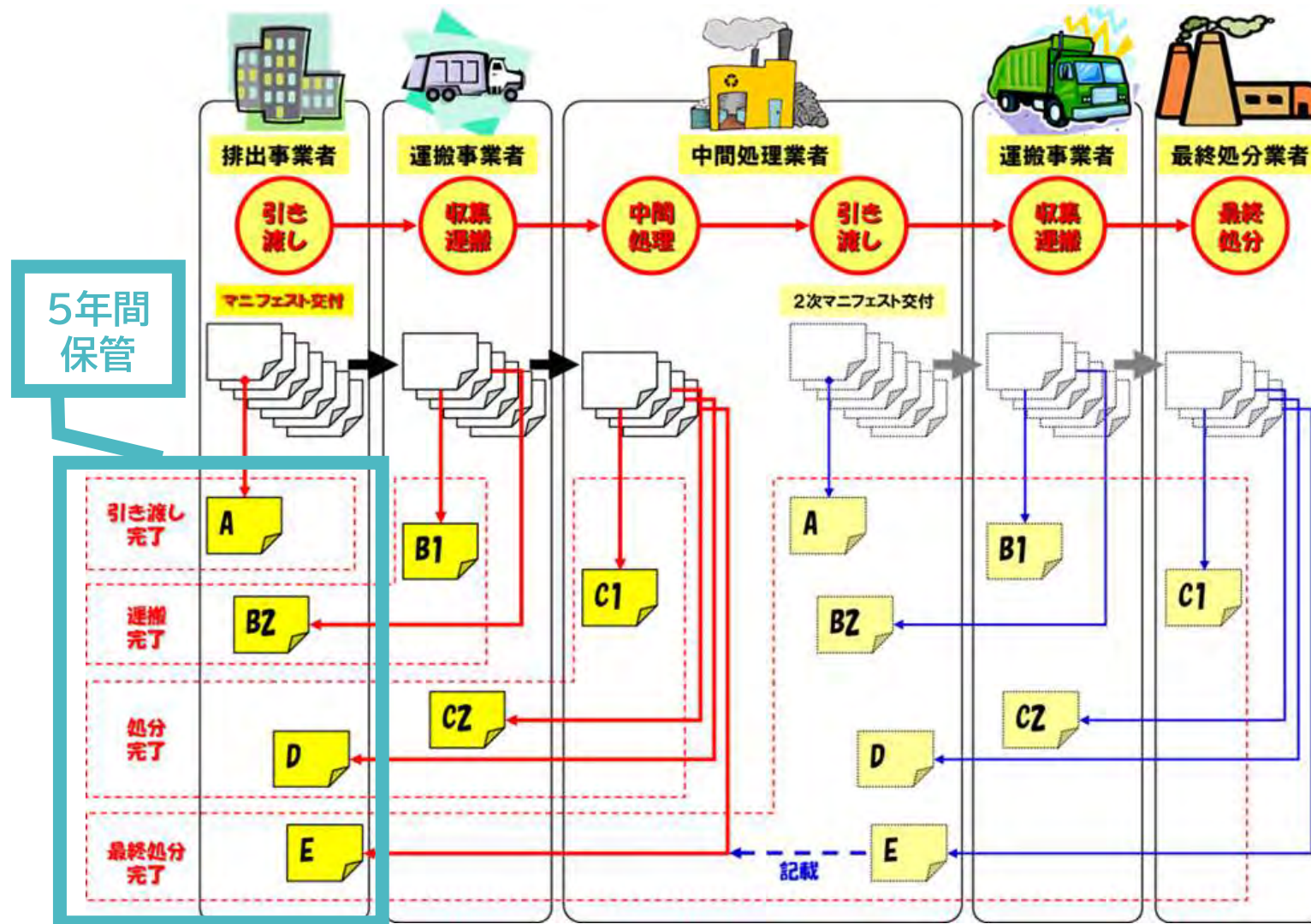
契約者	第一排出業者	氏名又は名称: 神奈川県庁 住所: 〒111-1111 電話番号: 33-XXXX-XXXX 神奈川県横浜市中央区日本大通1	排出事業場	名称: ●●センター 所在地: 〒111-1111 電話番号: 33-XXXX-XXXX 神奈川県●●市●●●●	「ポリ容器」「バラ」等																																													
	産業廃棄物	<table border="1"> <tr> <th>種類(普通の産業廃棄物)</th> <th>種類(特別管理産業廃棄物)</th> <th>数量(及び単位)</th> <th>廃棄</th> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 0100 燃えがら</td> <td><input type="checkbox"/> 1000 引火性液体</td> <td>1缶</td> <td>ドラム缶</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 0200 汚泥</td> <td><input type="checkbox"/> 1100 引火性固体(有害)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 0300 漆油</td> <td><input type="checkbox"/> 1200 腐食性液体(有害)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 0400 皮殻</td> <td><input type="checkbox"/> 1300 腐食性固体(有害)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 0500 炭アルカリ</td> <td><input type="checkbox"/> 1400 酸</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 0600 炭アミン類</td> <td><input type="checkbox"/> 1500 塩酸(有害)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 0700 炭くず</td> <td><input type="checkbox"/> 1600 炭酸(有害)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 0800 木くず</td> <td><input type="checkbox"/> 1700 炭酸(有害)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 0900 繊維くず</td> <td><input type="checkbox"/> 1800 炭酸(有害)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1000 動物性残骸</td> <td><input type="checkbox"/> 1900 炭酸(有害)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず</td> <td><input type="checkbox"/> 2000 炭酸(有害)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	種類(普通の産業廃棄物)	種類(特別管理産業廃棄物)	数量(及び単位)	廃棄	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1000 引火性液体	1缶	ドラム缶	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1100 引火性固体(有害)			<input type="checkbox"/> 0300 漆油	<input type="checkbox"/> 1200 腐食性液体(有害)			<input type="checkbox"/> 0400 皮殻	<input type="checkbox"/> 1300 腐食性固体(有害)			<input type="checkbox"/> 0500 炭アルカリ	<input type="checkbox"/> 1400 酸			<input type="checkbox"/> 0600 炭アミン類	<input type="checkbox"/> 1500 塩酸(有害)			<input type="checkbox"/> 0700 炭くず	<input type="checkbox"/> 1600 炭酸(有害)			<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1700 炭酸(有害)			<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 1800 炭酸(有害)			<input type="checkbox"/> 1000 動物性残骸	<input type="checkbox"/> 1900 炭酸(有害)			<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず	<input type="checkbox"/> 2000 炭酸(有害)		
種類(普通の産業廃棄物)	種類(特別管理産業廃棄物)	数量(及び単位)	廃棄																																															
<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1000 引火性液体	1缶	ドラム缶																																															
<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1100 引火性固体(有害)																																																	
<input type="checkbox"/> 0300 漆油	<input type="checkbox"/> 1200 腐食性液体(有害)																																																	
<input type="checkbox"/> 0400 皮殻	<input type="checkbox"/> 1300 腐食性固体(有害)																																																	
<input type="checkbox"/> 0500 炭アルカリ	<input type="checkbox"/> 1400 酸																																																	
<input type="checkbox"/> 0600 炭アミン類	<input type="checkbox"/> 1500 塩酸(有害)																																																	
<input type="checkbox"/> 0700 炭くず	<input type="checkbox"/> 1600 炭酸(有害)																																																	
<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1700 炭酸(有害)																																																	
<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 1800 炭酸(有害)																																																	
<input type="checkbox"/> 1000 動物性残骸	<input type="checkbox"/> 1900 炭酸(有害)																																																	
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず	<input type="checkbox"/> 2000 炭酸(有害)																																																	
受託者	中間処理業者	名称: 株式会社●●●● 住所: 〒111-1111 電話番号: 33-XXXX-XXXX	運搬先	名称: □□リサイクル社 千葉工場 住所: 〒111-1111 電話番号: 33-XXXX-XXXX 千葉県□□市▲▲987	該当するものがある場合はチェック																																													
	処分業者	名称: □□リサイクル社 住所: 〒111-1111 電話番号: 33-XXXX-XXXX 神奈川県□□市××町1-1	引渡した相手(収集運搬業者の運転手等)が記入・押印	B2、D、E票を受領した日付を記入(任意)	<table border="1"> <tr> <th>票種</th> <th>発行年月日</th> </tr> <tr> <td>B票</td> <td>平成 30年 6月 15日</td> </tr> <tr> <td>D票</td> <td>平成 30年 6月 20日</td> </tr> <tr> <td>E票</td> <td>平成 30年 6月 30日</td> </tr> </table>	票種	発行年月日	B票	平成 30年 6月 15日	D票	平成 30年 6月 20日	E票	平成 30年 6月 30日																																					
票種	発行年月日																																																	
B票	平成 30年 6月 15日																																																	
D票	平成 30年 6月 20日																																																	
E票	平成 30年 6月 30日																																																	

委託する廃棄物にチェック (原則1枚票につき1種類、分注のない場合は複数の場合もあり)

通常はこちらにチェック

環境守 環境

④ 適正処理の管理



④ 適正処理の管理

- 委託処理業者から返送されたマニフェストの写し(B2、D、E票)により、処理の終了を確認する。
- 法定期限内にマニフェストの返送がない場合は、適切な措置を講じ「措置内容報告書」を提出する。

マニフェストの法定受領期間

	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
B2票 D票	交付の日から 90日以内	交付の日から 60日以内
E票	交付の日から 180日以内	

上記期間内に受領できない場合(処理困難な場合を含む)

- 処理状況の確認(委託業者に対する催促、確認など)
- 必要な措置の実施(実地確認、適正処理、契約解除など)
- 知事に報告(法定期限後30日以内)

産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告

【対象者】 前年度(4月1日～3月31日)に
マニフェストを交付した事業者

※電子マニフェストは対象外

【報告内容】 前年度1年間における産業廃棄物の種類、
排出量、マニフェスト交付数 等

※指定の報告様式にて提出

【提出期限】 毎年6月30日まで

【提出先】 事業所の所在地を管轄する地域県
政総合センター

(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市内の事業所はそれぞれの市)

神奈川県HP「産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告について」
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f4463/index.html>

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和 年度）										
（神奈川県知事・横浜市長・川崎市市長・横須賀市長・相模原市長） 殿										
令和 年 月 日										
報告者 住 所 氏 名 （法人にあつては名称及び代表者の氏名） 電話番号										
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。</p>										
事業場の名称								業 種		
事業場の所在地		電話番号								
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者の 許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運 搬 先 の 住 所	処分受託者の 許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所	
1										
2										
3										
4										

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

（日本産業規格 A列4番）

- ✓ **産業廃棄物保管場所の掲示板の不備**
掲示板が設置されていない・掲示板のサイズが小さい
掲示板に記載されている産業廃棄物の種類と実際に
保管している産業廃棄物との整合が取れていない 等
- ✓ **産業廃棄物の処理委託に係る委託契約書の不備**
法定記載事項の一部が記載されていない 等
- ✓ **マニフェストの記載・管理の不備**
法定記載事項の一部が記載されていない
各票の返却日を管理していない 等
- ✓ **マニフェスト交付等状況報告書の未提出**
知事等への提出期限：毎年6月30日まで

プラスチック製品(該当法令:プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律)

(プラスチック資源循環法)

近年のプラスチックごみ問題の対応のため2022年4月に施行されました。
 製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進するための措置を講じます。

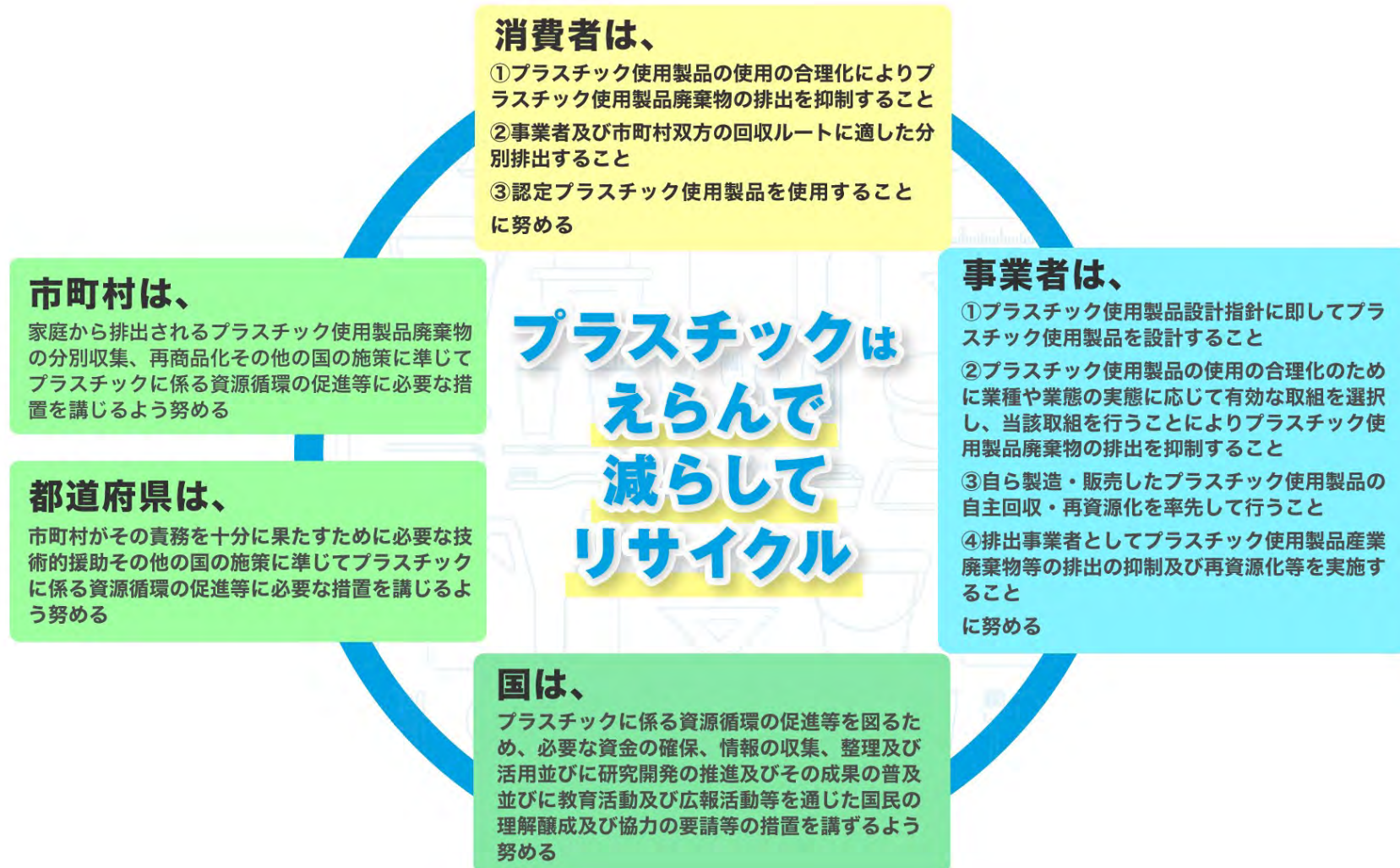
ライフサイクル	法での措置事項 (概要)	対象	対象者	主務大臣
設計・製造 ↓ 販売・提供 ↓ 排出・回収・リサイクル	プラスチック使用製品設計指針	プラスチック使用製品	プラスチック使用製品製造事業者等	経産大臣、事業所管大臣 (内閣総理大臣、財務大臣、厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣)
	特定プラスチック使用製品の使用の合理化	特定プラスチック使用製品(12品目)	特定プラスチック使用製品提供事業者(小売・サービス事業者等)	経産大臣、事業所管大臣 (厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣)
	市区町村による分別収集・再商品化	プラスチック使用製品廃棄物	市区町村	経産大臣、環境大臣
	製造・販売事業者等による自主回収・再資源化	自らが製造・販売・提供したプラスチック使用製品	プラスチック使用製品の製造・販売事業者等	経産大臣、環境大臣
	排出事業者による排出の抑制・再資源化等	プラスチック使用製品産業廃棄物等	排出事業者	経産大臣、環境大臣、事業所管大臣(全大臣) ^{※1}

※1 再資源化事業計画に関する事項は、経産大臣・環境大臣に限る

出典: 経済産業省 環境省 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律のパンフレット
<https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/pamphlet.pdf>

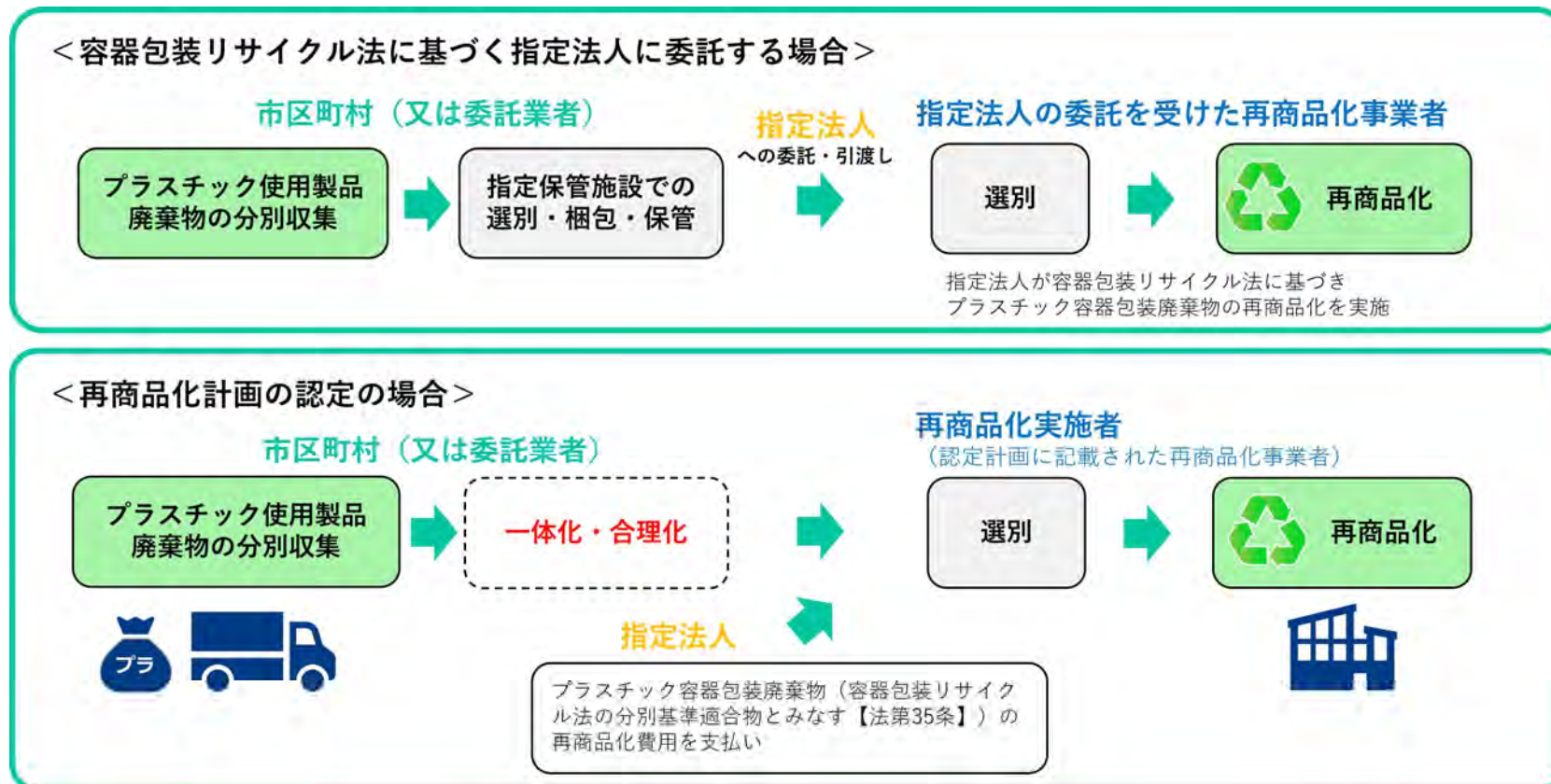
各関係主体の役割

プラスチックの資源循環に向けては、すべての関係主体が参画し、相互に連携しながら環境整備を進めること、相乗効果を高めていくことが重要です。



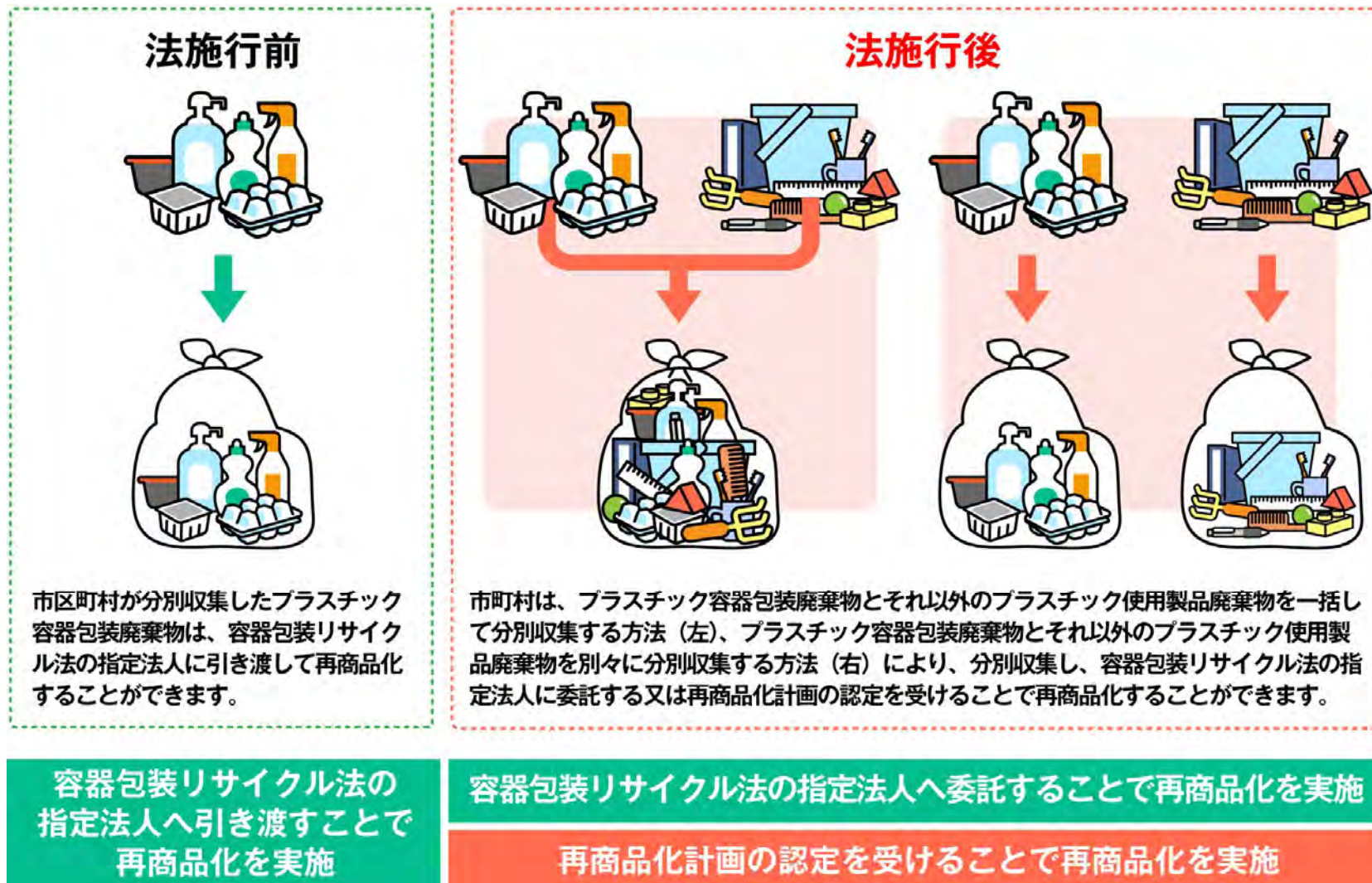
出典：環境省環境省「プラスチック資源循環」に関する特設ウェブサイト
<https://plastic-circulation.env.go.jp/>

本制度により、市区町村は、分別収集されたプラスチック使用製品廃棄物を、市区町村の状況に応じて以下の2つの方法で再商品化することが可能となります。



出典:環境省環境省「プラスチック資源循環」に関する特設ウェブサイト
<https://plastic-circulation.env.go.jp/>

【参考】市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化



出典:環境省環境省「プラスチック資源循環」に関する特設ウェブサイト
<https://plastic-circulation.env.go.jp/>

PCB廃棄物(変圧器、コンデンサー、安定器等)

(該当法令:ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の
推進に関する特別措置法

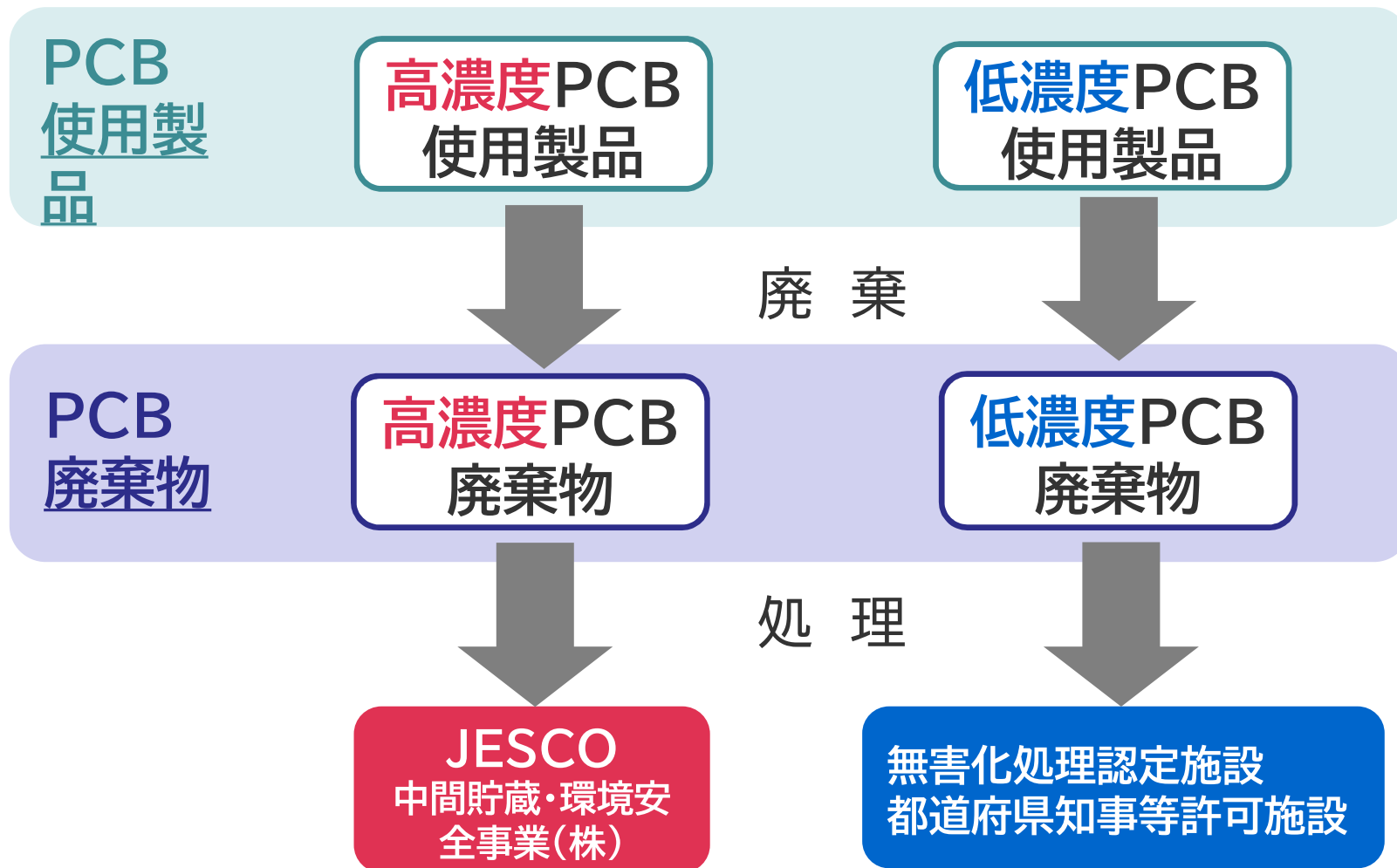
(PCB特別措置法)

PCBとは？

- ▶ 「ポリ塩化ビフェニル化合物」の総称
- ▶ トランス(変圧器)、コンデンサー(蓄電器)、蛍光灯等の安定器の絶縁油など様々な用途に利用されていた
- ▶ 毒性が強く人体に悪影響を及ぼすことから、現在は、新たな製造が禁止されている



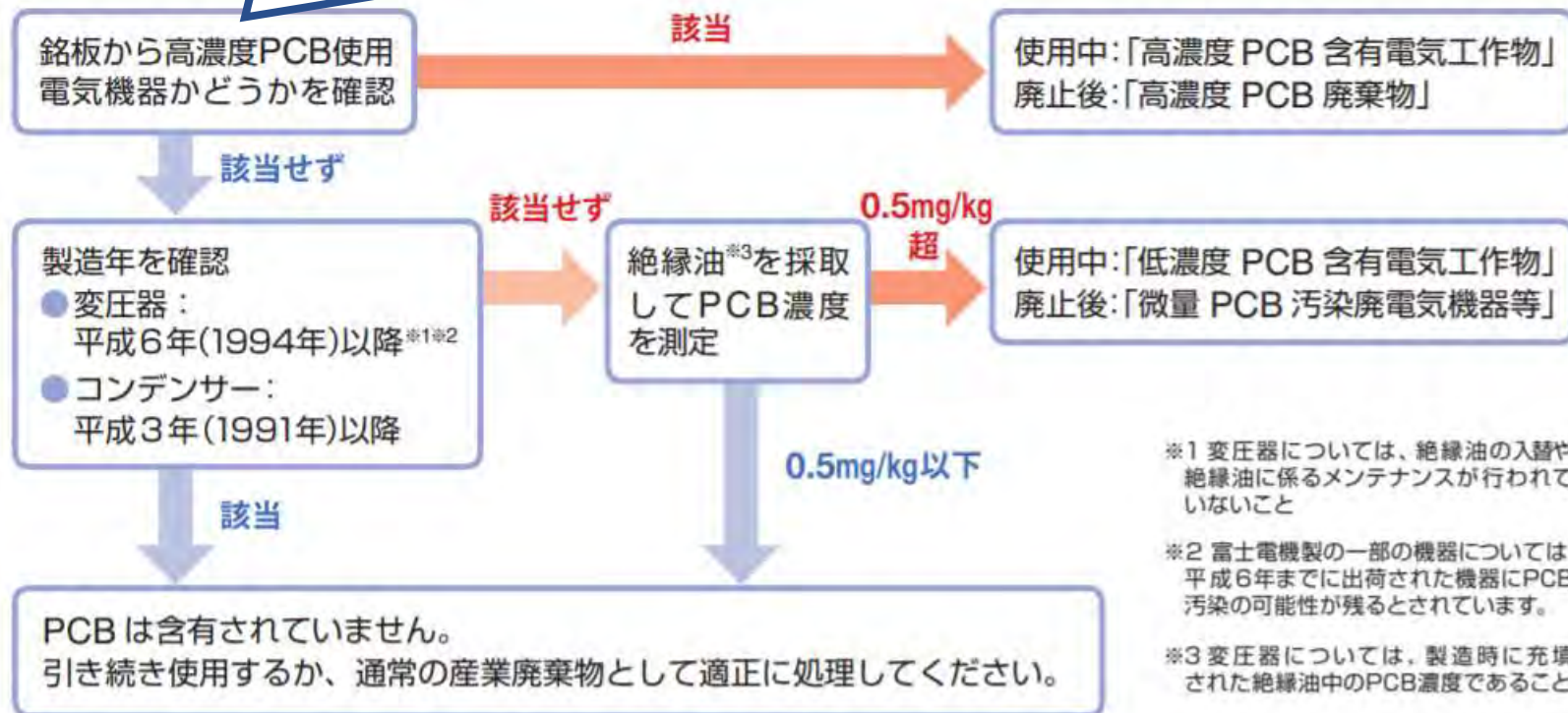
写真出典:環境省パンフレット「ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の期限内処理に向けて」



PCB含有の確認方法①(トランス・コンデンサー等)

PCB特別措置法

詳細は各メーカーに問い合わせるか、(一社)日本電機工業会のホームページを参照
https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html



出典:環境省パンフレット「ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の期限内処理に向けて」

PCB含有の確認方法②(蛍光灯安定器)

詳細は各メーカーに問い合わせるか、(一社)日本照明工業会のホームページを参照
<http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>

銘板から PCB 使用安定器かどうかを確認

該当

使用中：
「高濃度 PCB 使用製品」
廃棄後：
「高濃度 PCB 廃棄物」

該当せず

PCB は含有されていません。ただし、耐用年数を過ぎている照明器具は速やかに交換し、各自治体の指導にしたがって廃棄物として適正に処理してください。

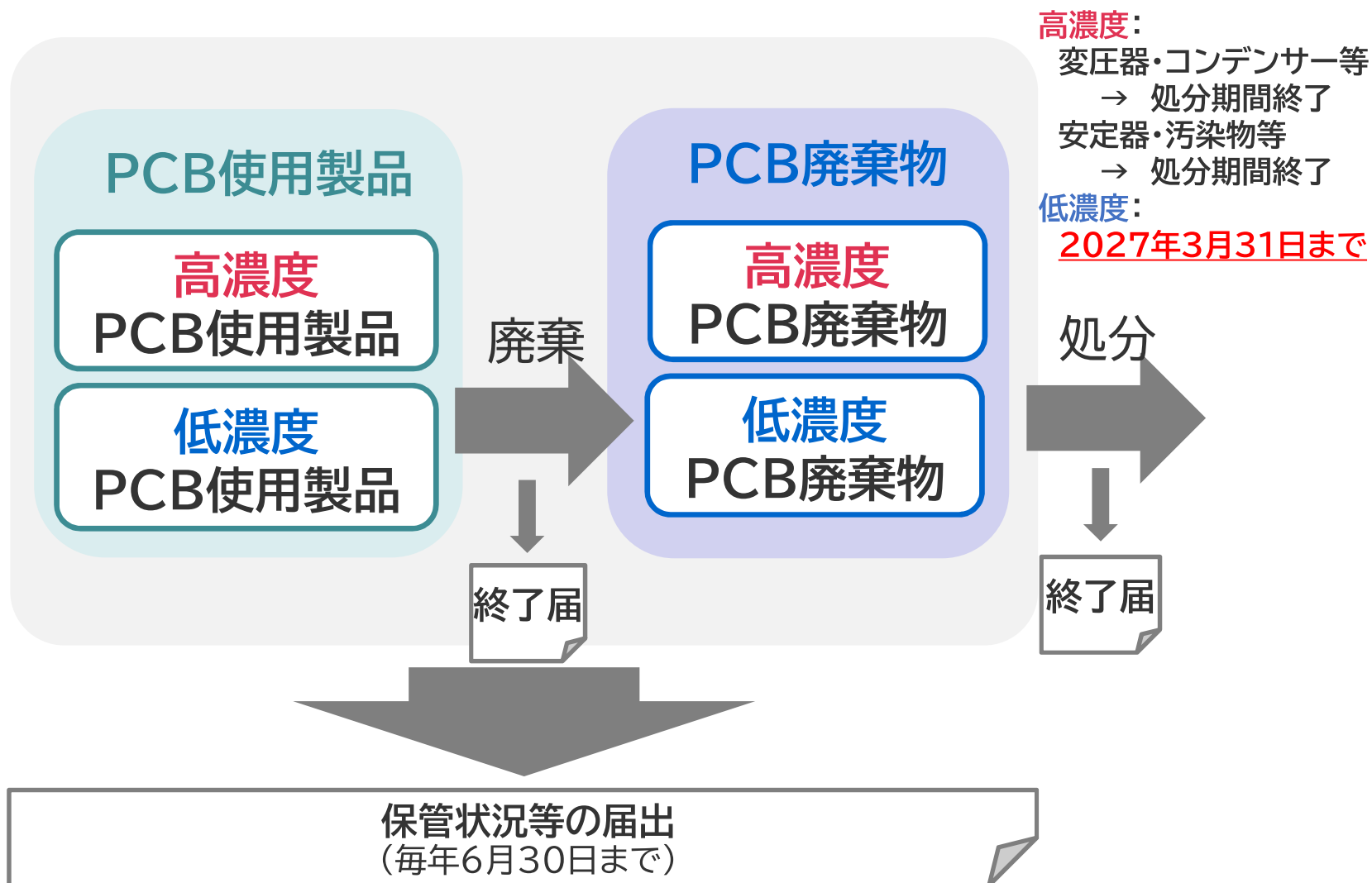
出典：環境省パンフレット 「ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物の期限内処理に向けて」

▶ 主な順守事項

- a. PCB廃棄物の期間内の処分
- b. PCB廃棄物の保管状況・PCB使用製品の廃棄見込みの届出
- c. PCB廃棄物の保管場所移動の原則禁止
- d. PCB廃棄物処分終了の届出、PCB使用製品の廃棄終了の届出

その他、廃棄物処理法上の順守事項

- ・保管基準の順守、委託基準の順守、マニフェスト管理、マニフェスト交付等状況報告
- ・特別管理産業廃棄物管理責任者の設置



※処分期間終了後に新規判明した場合は、直ちに資源循環推進課又は各地域県政総合センター(横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市内の場合は各市)までご連絡ください。

研修内容

01 環境法令管理のポイント

02 環境法令の基礎知識

03 理解度テスト

理解度テスト

問1～問8について、正しい場合は○、誤っている場合は×を回答欄に記入してください。

1. 施設のグリーストラップ内の清掃を清掃業者に委託した。清掃によって集められたグリーストラップ内の「汚泥」の処理責任を有する者(排出者)は清掃業者である。
2. プラスチックごみは毎月定期的に発生していることから、産業廃棄物処理の許可業者と年間の処理委託契約を行っている(収集運搬と処分が同一の事業者)。年度の途中で改めて契約書を確認したところ、添付されている収集運搬の許可証の有効期限が既に切れてしまっていた。このような場合でも、年間の委託契約を結んでいるので、最新の許可証を入手する必要はない。
3. 産業廃棄物を引き渡した際に交付した産業廃棄物管理票(マニフェスト)は、控えであるA票を含み、5年間保管しなければならない。
4. 昨年度の産業廃棄物の排出は、年末の大掃除で出た机やイス等の什器類を廃棄した1回のみでかつ少量だったため、「マニフェスト交付等状況報告書」の提出はしなくてもよい。
5. 家庭用のルームエアコンでも、業務用として事務所で使う場合は、フロン排出抑制法の適用を受ける。
6. フロン排出抑制法の「簡易点検」は、専門業者に委託しなければならない。
7. フロン排出抑制法の適用を受ける機器において、現在使用していないものについては「簡易点検」を行わなくてもよい。
8. 業務用冷蔵庫の入替を実施したので、元々使っていた冷蔵庫はフロンを抜かないまま冷販売事業者(フロン回収業者の許可はない。)に下取にだしてもよい。

<回答欄>

1	2	3	4	5	6	7	8
---	---	---	---	---	---	---	---

理解度テスト②

9. フロン排出抑制法対象となる、第一種特定製品を選択肢の以下に○つけてください。

ルームエアコン(家庭用空調)、パッケージエアコン(業務用空調)、家庭用冷蔵庫・冷凍庫、業務用冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、製氷機、炊飯器、電子レンジ、テレビ、掃除機、扇風機、冷水器、自動販売機

10. 施設の蛍光灯の交換を行い、廃蛍光灯は後でまとめて処分を行うため、しばらく保管しておくことになりました。保管場所に設置する産業廃棄物保管場所の掲示板について、以下に廃棄物の種類、管理者、正しい大きさを記入してください。

※管理者は、自分の所属する部署・施設等を想定して記入してください。

The diagram shows a rectangular sign with a yellow header. The sign is labeled with dimensions: 'cm以上' (cm or more) for both width and height. The sign contains a table with the following structure:

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	
数 量 <small>(積置及び処分の高の保管の場合)</small>	
管理者	氏 名 <small>(又は名称)</small>
	連絡先
保管の高さ <small>(屋外で容器を用いずに保管の場合)</small>	